

中間状況報告 補足資料

【目 次】

1. 地域コミュニティのしくみづくり支援事業	
(1) 地域担い手研修チラシ	P 1
(2) 地域まちづくり交付金について	P 3
(3) 地域活性化支援事業補助金について	P 7
2. 市民参画協働事業（協働の仕組みの見直し）	
(1) 亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会報告書	P 1 3
(1) 協働事業・公開プレゼンテーションチラシ	P 3 5
3. 市民活動応援事業	
(1) 市民活動応援券の使用実績について	P 3 7
(2) 市民活動応援券の活用方法いらし	P 4 1
4. まちづくり基本条例との整合の検証	
(1) 整合確認のチェックポイント	P 4 3

大人気

あります、サロンのヒット!

地域担い手研修



面白くてやめられない 笑顔が止まらない

みんな一緒に **楽しいサロン!**



まちづくり活動に必要なのは「ワイワイがやがや」!?

今までとは全く違った「目からうろこ」の楽しいまちづくりの
コツをみんなで体験、実感します。楽しい会議の技術を活用
した、日本一楽しいと評判のまちづくり研修です。
皆さんのお越しをお待ちしてます!



専門の講師が会議の技術（ファシリテーション）をお教えする全4回の研修です。
まちづくりを進める会議の手法として、ファシリテーションが今、注目を集めています。

日時、場所

- ①協働のまちづくり研修（初級） 9月24日（日） 13:00～16:00
関南部地区コミュニティセンター（関町萩原172-3）
- ②ファシリテーション研修（初級） 10月29日（日） 10:00～16:00
神辺地区コミュニティセンター（太岡寺町1259-1）
- ③サロンの開催の実践編 12月23日（祝） 10:00～16:00
関南部地区コミュニティセンター
- ④サロンの見本 2月17日（土） 10:00～16:00
場所未定（後日内容を踏まえて相談させていただきます。）



講師

一般社団法人
会議ファシリテーター普及協会（MFA）
代表 釘山 健一 さん
副代表 小野寺 郷子 さん



遊び心をベースにしたファシリテーションで、
組織や街に「楽しい対話の文化」を普及することを目指し、日々、全国で活動をされています。

対象者 地域まちづくり協議会の構成員など
定員 50名程度
参加費 昼食代、保険代として550円
持ち物 筆記用具
参加者 地域づくり支援室へ、地区名と参加者氏名をご連絡ください。
連絡期限 9月1日（金）まで

問合せ

亀山市市民文化部 地域づくり支援室（担当：杉野、山中）

TEL 0595-84-5007 FAX 0595-82-1434

E-mail chiikizukuri@city.kameyama.mie.jp

協力：亀山市地域まちづくり協議会連絡会議

お越しの際は、アイドリングストップや乗り合わせなど
環境への配慮にご協力ください。

平成29年度亀山市地域まちづくり交付金一覧

まちづくり協議会		予算額(円)	うち均等割50%(円)	うち人口割50%(円)	H28.10.1人口(人)
		22,000,000	11,000,000	11,000,000	49,726
1	昼生	859,000	500,000	359,000	1,625
2	井田川南	1,508,000	500,000	1,008,000	4,557
3	井田川北	2,235,000	500,000	1,735,000	7,844
4	川崎	1,916,000	500,000	1,416,000	6,405
5	野登	1,000,000	500,000	500,000	2,263
6	白川	682,000	500,000	182,000	825
7	神辺	1,169,000	500,000	669,000	3,027
8	野村	953,000	500,000	453,000	2,051
9	城東	669,000	500,000	169,000	766
10	城西	658,000	500,000	158,000	716
11	城北	1,331,000	500,000	831,000	3,759
12	御幸	672,000	500,000	172,000	778
13	本町	889,000	500,000	389,000	1,762
14	北東	761,000	500,000	261,000	1,184
15	東部	1,164,000	500,000	664,000	3,006
16	天神・和賀	868,000	500,000	368,000	1,665
17	南部	653,000	500,000	153,000	695
18	関宿	1,237,000	500,000	737,000	3,335
19	関北部	792,000	500,000	292,000	1,323
20	関南部	688,000	500,000	188,000	851
21	加太	723,000	500,000	223,000	1,011
22	坂下	561,000	500,000	61,000	278
交付合計		21,988,000	11,000,000	10,988,000	

○亀山市地域まちづくり交付金交付要綱

平成29年3月31日

告示第49号

(趣旨)

第1条 この告示は、亀山市地域まちづくり協議会条例(平成28年亀山市条例第5号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定に基づき、市が地域まちづくり協議会(以下「協議会」という。)に対する支援として行う交付金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金の名称)

第2条 この告示により交付する交付金の名称は、亀山市地域まちづくり交付金(以下「交付金」という。)という。

(交付金の交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者は、亀山市地域まちづくり協議会条例施行規則(平成28年亀山市規則第7号。以下「規則」という。)別表左欄に掲げる協議会とする。

(交付金の交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費は、協議会が実施する条例第5条に掲げる事業及び協議会の事務に要する経費のうち市長が必要と認めるものとする。

(交付金の限度額)

第5条 交付金の額は、別表に定めるところにより算出した額の合計額を限度とする。

(交付金の交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする協議会(以下「申請者」という。)は、亀山市地域まちづくり交付金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付金の交付を決定し、亀山市地域まちづくり交付金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付金の交付の決定に必要な条件を付することができる。

(交付金の交付請求)

第8条 交付金の交付の決定を受けた協議会(以下「交付決定者」という。)は、交付金を請求しようとするときは、亀山市地域まちづくり交付金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 交付決定者は、市長が指定する期日までに、当該交付決定に係る事業の実施状況を報告しなければならない。

(実績の報告)

第10条 交付決定者は、当該交付決定に係る事業が完了したときは、亀山市地域まちづくり交付金実績

報告書(様式第4号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付金の額を確定し、亀山市地域まちづくり交付金交付確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) その他市長が交付金の交付を不適当と認めたとき。

(基金の設置等)

第13条 協議会は、後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため、基金を設置し、第3項の規定による承認を受けた日の属する年度からその翌々年度までの間に限り、交付金の一部を積み立てることができる。

- 2 前項の規定により基金を設置しようとする協議会は、亀山市地域まちづくり交付金基金設置申請書(様式第6号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、基金の設置を承認し、亀山市地域まちづくり交付金基金設置承認書(様式第7号)により前項の申請書を提出した協議会に通知するものとする。
- 4 前2項の規定は、基金の内容を変更し、又は積立てを中止しようとする場合において準用する。この場合において、第2項中「前項の規定により基金を設置しようとする」とあるのは「次項の規定により承認を受けた」と、「亀山市地域まちづくり交付金基金設置申請書(様式第6号)」とあるのは「亀山市地域まちづくり交付金基金変更・中止申請書(様式第8号)」と、前項中「基金の設置」とあるのは「基金の内容の変更又は積立ての中止」と、「亀山市地域まちづくり交付金基金設置承認書(様式第7号)」とあるのは「亀山市地域まちづくり交付金基金変更・中止承認書(様式第9号)」と読み替えるものとする。
- 5 市長は、前項の規定により準用する第3項の規定による基金の積立ての中止を承認したときは、当該中止を承認した協議会に対し、期限を定めて、中止までの間に積み立てられた基金の総額の返還を命ずるものとする。

(基金事業)

第14条 前条第3項の規定による承認を受けた協議会は、当該基金の積立てが完了した年度の翌年度に、

当該基金を財源とする事業(以下「基金事業」という。)を実施し、完了させるものとする。

2 基金事業が完了した協議会は、当該基金事業が完了した年度の末日までに当該基金事業の精算を行い、亀山市地域まちづくり交付金基金事業実績報告書(様式第10号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を審査し、当該基金事業に係る基金の積立金に不用額があったときは、当該報告を行った協議会に対し、期限を定めて、当該不用額に相当する額の返還を命ずるものとする。

(基金の管理)

第15条 第13条第3項の規定による承認を受けた基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

2 前項の規定による運用から生ずる収益は、基金事業以外に使用してはならない。

(財産処分の制限)

第16条 協議会は、交付金により取得し、又は効用の増加した財産を、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、用途を廃止し、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 交付金の全部若しくは一部を返還したとき。
- (2) 当該財産の耐用年数を経過したとき。
- (3) その他市長がやむを得ない理由があると認めたとき。

(見直し)

第17条 市長は、平成32年3月31日までの間に、交付金の交付の在り方に関する検証を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	交付金の限度額の算定
均等割額	当該年度の交付金の予算総額(以下単に「総額」という。)に100分の50を乗じ、規則別表左欄に掲げる協議会の数で除して得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
人口割額	総額に100分の50を乗じ、当該年度の前年度の10月1日現在の市の人口(住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。)で除し、同日現在の規則第2条で定める協議会の区域の人口を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

地域活性化支援事業補助金

1 概要

亀山市では、昨年5月、市内全て（22地区）に、自分たちの暮らす地域は自分たちで考えて創りあげるという理念の下、責任を持って地域課題の解決に向けて取組みを進める地域まちづくり協議会が設立されました。その財政的な支援策として、今年度から地域予算制度をスタートさせたところであります。

地域予算制度は、地域まちづくり交付金と地域活性化事業補助金とからなり、地域まちづくり交付金は、従来の補助金制度とは異なり、地域まちづくり協議会自らが使途を決定することができる交付金として交付しているところがございます。

地域活性化支援事業補助金につきましては、地域まちづくり計画に基づき、より積極的に実施する事業を支援する公募型の補助金で、地域まちづくり計画を策定済みのまちづくり協議会から応募をいただいております。

2 交付対象

地域まちづくり計画を策定済みの地域まちづくり協議会を交付対象とします。

また、交付対象事業は地域まちづくり協議会が地域まちづくり計画に基づき実施する亀山市地域まちづくり協議会条例第5条各号に掲げる以下の事業を対象とします。

- (1) 市民の権利及び自主性を尊重したまちづくりに関すること。
- (2) 地域の個性を尊重したまちづくりに関すること。
- (3) 子どもの健全育成に関すること。
- (4) 自主防災及び自主防犯に関すること。
- (5) 健康づくり及び地域福祉の充実に関すること。
- (6) 環境の保全及び創造に関すること。
- (7) 歴史の尊重及び文化の振興に関すること。
- (8) その他地域のまちづくりに関すること。

ただし、条例第9条各号に掲げる活動を目的とする事業及び市の他の補助金もしくは亀山市社会福祉協議会からの助成金等の交付を受けている事業は除きます。

3 補助金の対象経費

補助金の交付対象となるものは、上記の事業に要する経費とします。

ただし、人件費、食糧費、施設整備費その他これらに類する費用は除きます。

4 補助金の額

30万円を限度とし、事業に要した費用の額の3分の2に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とします。

また、補助金は1つの事業に対して1回に限り交付します。

5 交付の流れ

(1) 事業の選定

補助金の交付を受けようとする地域まちづくり協議会は、事業を開始する日までに市長に必要書類を提出し、事業としての適否の選定を受けていただきます。

書類の提出を受け、亀山市地域活性化支援事業補助金選定委員会の意見を聴いた上で、事業の適否を選定し、その結果を地域まちづくり協議会に通知いたします。

(2) 亀山市地域活性化支援事業補助金選定委員会

補助金の交付を受けようとする地域まちづくり協議会の事業を選定するため、亀山市地域活

性化支援事業補助金選定委員会を開催します。

選定委員会の流れは以下のとおりです。

ア 協議会が、選定委員会に対して補助事業をプレゼンテーション形式で説明します。

イ 選定委員会は、その内容等が、市が補助するのに適当であるかなどを審査するための質疑を行います。

ウ 選定委員会は、協議会との質疑応答を踏まえて、補助金の選定をし、市長に報告するため、意見をまとめます。

(3) 補助金の交付

市長は、亀山市地域活性化支援事業補助金選定委員会からの報告を受け、補助金の交付額を決定して地域まちづくり協議会に通知します。

通知された交付額をもとに、地域まちづくり協議会から市へ補助金の交付請求書を提出していただき、市から補助金を交付します。

(4) 補助金の確定・精算

地域まちづくり協議会は補助金を受けた事業を実施した後、市に対して事業の実績報告書を提出していただきます。

市は実績報告書の内容を審査し、適切であると判断したときは交付すべき額を確定し、その旨を確定通知書により地域まちづくり協議会に通知します。

補助金の額が確定に基づいて補助金の残額の精算を行い、補助金の残額があった場合は返納していただきます。

No.	地区名及び事業名	選定結果	条件	補助金交付申請額 (提案額)
1	【関南部】 関南部地区課題対策事業 (環境保全・歴史の尊重及び文化の振興、子どもの健全育成、健康づくり・獣害対策・交通弱者対策・住民交流) 子どもの健全育成、健康づくり・獣害対策・交通弱者対策・住民交流)	条件付採択	ジビエ肉の取扱いに関しては、十分に注意すること。	300,000 円 (300,000) 円
2	【昼生】 昼生地区まちづくり計画に基づく地域福祉の充実に関する事業	条件付採択	印刷製本費を考慮し、印刷を行うこと。	290,000 円 (300,000) 円
3	【川崎】 防災備品などの管理設備の設置事業	条件付採択	設置する設備は、防災備品に有効活用すること。	220,500 円 (220,500) 円
4	【関宿】 関宿三大伝統文化行事支援事業 Part I	条件付採択	地域の活性化のため、有効に活用すること。	280,000 円 (280,000) 円
5	【加太】 地域活性化事業推進の為に、ツール等の充実	条件付採択	マイクは必要数(2式)のみ、購入すること。	280,000 円 (300,000) 円
	合計			1,370,500 円 (1,400,500) 円

※1 昼生地区は補助金額を減額しています。減額理由は、印刷製本費が高額であり、削減が可能と判断したためです。

※2 加太地区は補助金額を減額しています。減額理由は、説明用ガイドマイクは同時に3式を利用することは考えにくく2式で事足りると判断し、備品購入費は削減が可能と判断したためです。

○亀山市地域活性化支援事業補助金交付要綱

平成26年3月28日

告示第51号

改正 平成28年3月31日告示第102号

改正 平成29年4月 1日告示第 52号

(目的)

第1条 この告示は、地域まちづくり協議会による地域の活性化を目的とした自主的かつ主体的な取組に対し補助金を交付することにより、特色ある豊かな地域づくりを促進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域まちづくり協議会 亀山市地域まちづくり協議会条例(平成28年亀山市条例第5号。以下「条例」という。)に規定する組織をいう。
- (2) 地域まちづくり計画 条例第8条に規定する計画をいう。

(平28告示102・一部改正)

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金は、亀山市地域活性化支援事業補助金(以下「補助金」という。)という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、地域まちづくり協議会とする。

(補助金の対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業は、地域まちづくり協議会が地域まちづくり計画に基づき実施する条例第5条各号に掲げるいずれかの事業(1の年度内に実施するものに限る。)で、地域の活性化に寄与すると市長が認めるものとする。ただし、条例第9条各号に掲げる活動を目的とする事業及び市の他の補助金等若しくは亀山市社会福祉協議会からの助成金等の交付を受けている事業を除く。

(平28告示102・一部改正)

(平29告示52・一部改正)

(補助金の対象経費)

第6条 補助金の交付対象となるものは、地域まちづくり協議会が実施する前条の補助対象事業に要する経費とする。ただし、人件費、食糧費、施設整備費その他これらに類する費用を除く。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、30万円を限度として、補助対象事業に要した費用の額の3分の2に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 補助金は、1の事業に対して1回に限り交付する。

(補助事業の選定)

第8条 補助金の交付を受けようとする地域まちづくり協議会は、補助対象事業を開始する日までに、当該事業について亀山市地域活性化支援事業補助事業選定調書(様式第1号)に収支予算書(様式第2号)その他必要な書類を添付して市長に提出し、補助事業としての適否の選定を受けなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、亀山市地域活性化支援事業補助金選定委員会の意見を聴いた上で、補助事業としての適否を選定し、その結果について、亀山市地域活性化支援事業補助事業選定結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の交付申請等)

第9条 前条の規定により補助事業と認められた場合の補助金の交付申請等の手続については、亀山市補助金等交付規則(平成17年亀山市規則第32号)の定めるところによる。

(亀山市地域活性化支援事業補助金選定委員会)

第10条 補助金の交付を受けることができる地域まちづくり協議会の補助事業の選定のため、亀山市地域活性化支援事業補助金選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により、この告示による補助金の交付を受けたものがあるときは、そのものから当該交付した補助金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(見直し)

第12条 補助金は、平成32年3月31日までの間に、地域まちづくり協議会による地域の活性化を目的とした自主的かつ主体的な取組の実績等を検討し、その結果に基づき必要な見直しをするものとする。

(平28告示102・一部改正)

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第102号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第52号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

「亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会」

報 告 書

平成29年3月

亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 委員会開催目的	2
3. 検討内容	3
3-1. 検討の経過	4
3-2. 協働に関する実績とその分析	5
3-3. 協働に関する評価と課題	8
3-4. 今後の方向性について	10
4. まとめ	12
5. 資料	13
[資料1] 亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会要綱	13
[資料2] 亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会委員名簿	15
[資料3] 協働事業提案制度による協働実績	16
[資料4] 協働事業提案制度によらない協働実績	18
[資料5] 委員会の意見	28

1. はじめに

全国的に、行政と市民との「協働」が言われて久しい。亀山市においても、平成19年度に「亀山市協働の指針」が策定されており、以後9年が経過している。

この9年間、亀山市の協働はどうだったのか。「指針」を具体化する制度として、「協働事業提案制度」が平成20年度からスタートしているが、残念ながらその利用者は減少傾向にある。この制度は亀山市の「協働の指針」の中心的な位置づけがされていることから、亀山市の協働の取組の中でこの制度はいかに評価され、今後どのような方向に向かうべきか、というのが本委員会の検討テーマである。

その背景には、平成27年度に実施された亀山市事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」において、亀山市の協働についての見直しを進めていくべきであるとの意見が出されていることもあげられる。「協働」は今日の行政にとって不可欠であるから、いずれにしても、協働のあり方の「見直し」は、亀山市にとって重要課題であることは間違いないことである。

既に平成24年度には、亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会が開催されている。この時は、協働事業提案数の増加が主たる検討目的であった。今回は、協働事業提案制度それ自体のあり方の検討が求められている。

「協働」は「協働事業提案制度」だけではない。亀山市全体の協働のなかで、この制度はいかに位置づけられるのか。他の制度とはどのような関係にあるべきか。それを実現するためには何が必要か。そのようなことを検討するために、委員は熱心に議論を行った。必ずしも十分な時間ではなかったかもしれないが、密度の濃い意見交換が行われ、ある程度の方向性が見えてきたように思う。この検討報告書が、庁内・市民の皆様の議論のたたき台になれば幸いである。

平成29年3月

亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会
委員長 松井真理子

2. 委員会開催目的

亀山市の協働事業提案制度は、平成19年度に策定された「亀山市協働の指針」において、協働を進める具体的な施策として平成20年度より実施されているところである。本制度は、亀山市をよりよいまちにするため、市民と行政がそれぞれの持つ特性を活かし、互いの不足するところを補うことで、効果的な事業を一緒につくりあげていくものである。また、異なる組織が一つの事業を作り上げていく過程で、対等の意識を持って互いに理解し尊重し合うことを実感する学びの場でもある。

「亀山市協働の指針」では、協働事業実施状況や協働の姿勢などについて評価し、市民に発表することとしており、制度開始から5年目を迎えた平成24年度には、亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会を開催し、市民及び行政のいずれもが活発に協働事業を提案できるよう、提案環境の充実や提案数の増加を目指す方策などについて検討を行った。その後、協働の良さや具体的な事例を理解してもらうために、実施した協働事業の事例集を作成するなどした。

平成27年度に実施された亀山市事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」では、亀山市の市民活動の情勢の変化や地域まちづくり協議会の設立などから、協働事業提案制度のみに留まらず、その他の制度や組織も考慮して見直しを進めていくべきであるとの意見が出されている。

協働事業提案制度が実施されてから9年を経た現在、協働事業提案制度など協働については確実に市民に浸透してきたと考えるが、平成20年度に8件あった市民提案は、平成24年度以降は毎年度1～2件となり、提案数が減少する傾向にある。また、行政提案については、提案数が少ないだけでなく、提案されても協働の相手方が見つからない例もある。

また、平成25年度には、市民活動応援制度の開始、平成28年度には、市内全地区に22の地域まちづくり協議会が発足するなど、協働の相手方となる地域団体や市民活動団体を取りまく環境にも大きな変化があった。このことから、協働事業提案制度について改めて評価を行い、あわせて第2次亀山市総合計画前期基本計画との整合を図るため、平成28年度において亀山市協働事業あり方検討委員会を開催し、市としての協働の進め方について今後のあり方を検討したものである。

3. 検討内容

協働事業提案制度は、「亀山市協働の指針」において「協働の更なる推進のため」、下記②から④とともに位置付けたものである。従って、協働事業提案制度のあり方を検討するにあたっては、協働事業提案制度の実績の評価や、この制度が市の協働の推進に果たした役割の検討にとどまらず、②から④との関係についても評価・検討することとした。

①協働事業提案制度

市民と行政の多様なアイデアを提案する窓口を設置し、事業化できるものは協働で事業化していくためのしくみであり、公共サービスの質の向上、市民団体の事業力強化、市民と行政の協働意識の構築、公共の利益を目的として行います。

協働事業においては、協働事業実施状況や協働の姿勢などについて評価し、事業成果を市民に発表することとします。

②既存事業等について

既存の協働事業等についても、事業の実施から評価に至るまで、書面により目的、役割などを明確にするとともに、評価を行うように努めます。

③協働を進める市の体制整備

協働を全庁的に推進するため、共生社会推進室と連携をとり、協働事業の提案や相談への対応、所管を横断する事案への対応、所管内の連絡調整などを行う職員を各部（室）に配置するなど組織体制の整備を行います。

④意識改革と参加の促進

市民や市職員に対して協働に関する講座や研修会を開催し、意識改革を図ります。また、まちづくりについて市民が学習する機会を設け、積極的に参加するよう促します。さらに、まちづくりへの関心、参加意識を高めるため、市広報、ホームページなどで市民活動、協働事業など様々な情報を発信します。

3-1. 検討の経過

開催時期	委員会の主な会議内容等
平成28年12月26日 17:00~19:00 亀山市職員会館 2階和室	平成28年度第1回亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会 ・委員会設置について 資料1 亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会委員 資料2 亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会要綱 資料3 協働事業提案制度あり方検討委員会 (所掌事務、設置するに至った背景) ・委員長・副委員長の選任 ・検討スケジュール 資料4 事業スケジュール ・検討事項 (1) 亀山市協働事業提案制度のこれまでの経緯と現状について 資料5 協働事業提案一覧表 資料6 協働事業提案制度のこれまでの経緯と現状について 資料7 亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会報告書(平成25年3月) (2) 市民活動支援について ① 市民活動応援制度 資料8 亀山市市民活動応援制度 審査検証結果 ② 市民参画協働事業推進補助金 資料9 市民参画協働事業推進補助金交付一覧 (3) 亀山市協働事業提案制度あり方について 見直しの視点 資料10 亀山市協働事業提案制度あり方について 見直しの視点
平成29年2月23日 17:00~19:00 亀山市役所 3階理事者控室	平成28年度第2回亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会 ・検討事項 (1) 協働に関する実績と評価 資料 協働事業提案制度による協働実績 協働事業提案制度によらない協働実績 (2) 協働に関する課題と対応策 (3) 今後の協働のあり方について

3-2. 協働に関する実績とその分析

①協働事業提案制度

協働の指針で掲げているとおり、実施状況の評価が必要と記載されていることから、制度を利用して単年度事業として取り組んだ後に、協働事業報告会として事業成果を一般市民に発表し、評価の場としてきた。ただ、事業実施後の協働関係の継続の有無は把握していなかったため、平成27年度までに実施した協働事業の現在の協働状況を調査した。また、現在までの提案状況や実施状況を振り返ってみた。

平成28年度までの提案状況や実施状況、平成27年度までに実施した協働事業の現在の協働状況は【資料3】のとおりである。

●平成28年度までの提案件数：33件 その内の実施件数：23件

（うち行政提案：10件 その内の実施件数：4件）

提案件数は全体として減少傾向にある。また、行政提案件数は全体の3割にとどまり、かつ提案件数の半分も実施に至っていない。

●平成27年度までに実施した協働事業の現在の協働状況（実施件数：20件）

現在も協働している：15件 現在は協働していない：5件

実施に至った協働事業の3/4は事業終了後も協働関係が継続している。

②既存事業等について

協働の指針で、既存の協働事業についても評価を行うよう努めることが記載されているが、これまで把握していなかったため、各部署が協働事業提案制度を利用せずに、相手方（市民活動団体、民間企業、地域組織など）と協働している状況を調査した。調査対象は、協働事業提案制度を導入した平成20年度から現在までの協働事業であり、調査内容は協働における役割と現在までの協働の継続性である。この結果は【資料4】のとおりである。

●制度によらない協働の実績 実施件数：110件

うち、現在も協働している：93件 一度は協働したが、現在は協働していない：17件

実施件数が協働事業提案制度と比べると遥かに多いことがわかった。現在も協働している件数については、平成20年度から毎年度新規事業が2件以上増加している。この中には、各種分野のイベント開催時に行政の「補助」を行ったり、市民と行政ともに「事業協力」して市民に対し

て啓発や社会参加を促進したりするものがあった。これは、行政として各室長級を協働事業推進員に任命し、それぞれの部署で協働を推進していくことができた成果ではないか。

一方、現在の協働は、市民団体と行政が1対1の関係になっていることがほとんどである。関連する複数の部署や他団体とも連携することによって、協働をさらに発展させるという視点が不足している。

③協働を進める市の体制整備

協働の指針において、協働を全庁的に推進するため事務局と連携をとり、協働事業の提案や相談への対応、所管間の連絡調整などを行うための組織体制を整備することとしている。この方針に沿った実績は次のとおりである。

●協働についての窓口は、市の共生社会推進室であり、他室への連絡調整や協働事業提案制度への提案相談などを行っている。また、協働の拠点であるみらいにおいて、市民活動なんでも相談を実施している。

●平成20年度に定めた亀山市協働事業推進員設置規程に基づき、各室（館・署）長を協働事業推進員として任命した。

これについては、各部署において、協働事業提案制度以外の協働の取組が多かったことから、一定の成果をあげていると考えられる。

④意識改革と参加の促進

協働の指針で、市民や市職員に対して協働に関する講座や研修会を開催して意識改革を図るとともにまちづくりについて、市民が学習する機会を設け、積極的に参加するよう促すこととしている。この方針に沿った実績は次のとおりである。

これまで毎年、協働を理解してもらうための職員研修や、行政提案の促進等のため協働事業報告会、公開プレゼンテーションを実施しており、協働事業推進員や庁内掲示板を通じて全庁的に周知している。

●市民や市職員に対する協働に関する講座や研修会の開催

市広報、ホームページ、庁内掲示板等を活用した啓発

（庁外）・協働事業提案制度 公開プレゼンテーション、協働事業報告会

・市民参画協働事業推進補助金 公開プレゼンテーション

・市民活動パソコン講座

- ・ 市民活動企画講座
- (市内)・ 協働事業提案制度 公開プレゼンテーション、協働事業報告会
- ・ 市民参画協働事業推進補助金 公開プレゼンテーション
- ・ 協働職員研修会

●市民がまちづくりについて学習する機会

講座等において、内容や周知の仕方により、近年は参加人数に多少変動がある。特に少なかった場合は、③協働を進める市の体制整備にも挙げたように、内容や周知の方法が形骸化している。

3-3. 協働に関する評価と課題

① 協働事業提案制度と②既存の協働事業等の総合評価

評 価

- 今まで、協働事業提案制度の提案件数が減ってきていることのみ問題視してきたが、提案件数を増やすことが最終目的ではない。制度によらずに協働している事例も毎年度新たに出てきている。市が目指す協働の全体像は、協働事業提案制度による協働と、既に各部署が取り組んでいる制度によらない協働のどちらも当てはまるので、総合的に見れば協働は推進されていると言える。
- 協働事業提案制度の実施には、市民と行政が役割分担を行いお互いの活動領域で進めてきた。また、イベント等の開催時に、団体が活動状況を紹介して今後の発展に繋げたり、行政が市民に広く周知するため、公共施設の開放等を行い役割分担して現在も協働しているなど、継続して関係性が保たれている。これは、お互いの役割分担を明確にして事業を行うことができ、その中で団体が育ってきた結果と言える。

課 題

- 提案件数が減った理由として、既存事業の協働が増えたことがあげられる一方、協働事業提案制度のしくみにより調整等に時間を要するため、提案者と相手方が負担に感じていることも理由となっていると考えられる。ただこの制度は、協議等を重ねることで提案者と相手方が互いの強みを出し合い、きちんと役割分担して共通の目的を達成できることに意義があるため、協働について学ぶ機会として継続していくことが望ましい。
- 協働事業提案制度での事業終了後、代表者の多忙さや実質1人で活動しているため組織として機能せず、現在は協働していない案件もあった。市民団体の継続的活動への支援や新たな団体の育成が課題である。
- 行政から提案されても、市民側の協働相手方が見つからない場合がある。幅広いネットワークを有する個人や組織との連携を図ることが必要である。また、制度によらない協働を、さらに事業化し進めて行く手法が必要である。また、関係者が複数にわたる事業など、協議がうまく整わない提案に対する対処が課題である。

③協働を進める市の体制整備

評 価

- 相談体制についても、共生社会推進室を中心に進められている。

●制度によらない協働の実情に示されるように、全庁的に協働が進んでいくよう協働事業推進員が有効に働いている。

課 題

●体制の整備は、継続しながら情報の共有や推進員の技能・調整力を高めていく必要がある。行政提案の相談の際に、提案部署と事務局が、どういう相手方と協働を想定しているか共有できていない場合があり、全庁的に情報共有できるしくみを構築することが必要だと思われる。

●協働を含め市民活動の相談窓口については、共生社会推進室が直接担ってきたが、市民側のアドバイザーとして効果的な助言や専門知識が必要なため、中間支援組織の育成など生涯学習室と連携により進める必要がある。

④意識改革と参加の促進

評 価

●多様な分野で協働事業が進んできていることから、市民や職員の協働に対する意識は、確実に前進している。

課 題

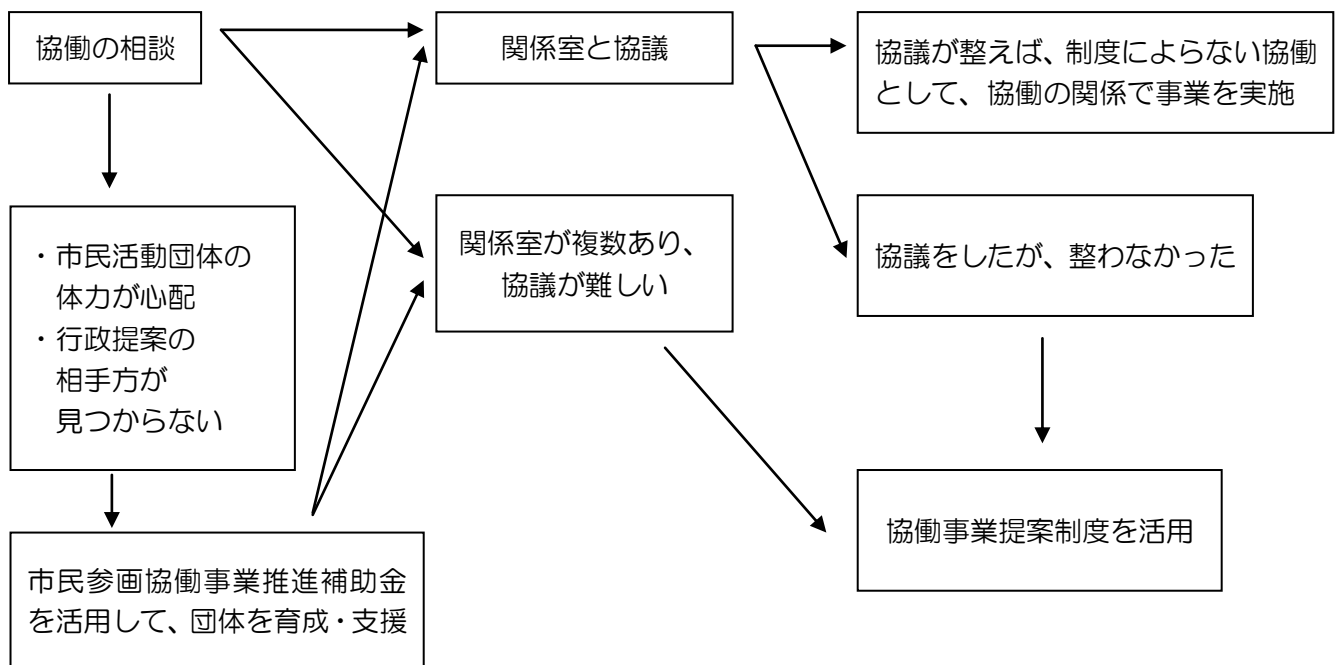
●協働を促進させる市民主体の中間支援組織の育成と合わせて取り組んでいく必要がある。

3-4. 今後の方向性について

①協働事業提案制度の目的の明確化及び他の制度と連動した制度の運用

市民側から協働の相談があった際に関係部署と一度協議して整わなかった場合や、事業を発展させるために関係部署が複数あって協議が難しい場合など、互いの役割をより明確にするために、協働事業提案制度を活用するのが良いのではないかと考える。

また、比較的新しい市民活動団体に対して、第一段階として「市民参画協働事業推進補助金」を勧め、補助金を利用して団体が成熟したら、第二段階として「協働事業提案制度」で市民提案あるいはその団体に対して行政提案できるようにすると、良い方向に繋がっていくと考える。



- ・市民参画協働事業推進補助金を申請する団体は、協働の意味や協働事業提案制度を知らないことが多い。補助金申請の機会を通じて、事協働の意味や今後は協働事業提案制度が利用できることを説明していく。
- ・行政提案において、不成立とならないよう提案部署、事務局、関係機関と連携を取りながら、相手方を積極的に探す。万が一、不成立になった事業に対しては、提案部署と打ち合わせを行い、翌年度に形を変えて出せるよう工夫する。

②制度によらない協働の実態の周知について

- ・事務局が行政提案の相手方候補（市民活動、民間企業、地域組織など）となる情報を集約し、提案部署において活用できるよう情報共有を行う。今回の調査で把握した制度によらない協働の実態についても、市民や庁内で広く周知し、情報共有を図る。

③協働を進める体制整備

- ・市職員に対する教育については、毎年報告会や研修へ呼び掛けているが、年が経つにつれて、参加人数は減ってきている。これは、講座・プレゼンテーション・研修等の内容が毎年同じような内容になっているため、既に協働を推進している部署が多くなっている現状から、今後実践できるような内容へと検討してはどうか。
- ・現在、協働についての相談は共生社会推進室が窓口となっているが、中間支援組織が市民活動支援相談窓口や支援を担っている例もあり、専門性や成熟度が高いので、育成や導入について考えていく。
- ・協働の概念を最初から説明する講座等よりも、今後実践できるような内容を紹介する講座等に変えるべきである。また、研修会は協働事業推進員を主な対象として参加を募っていたが、限定せずにどの職員も受講できるよう幅を広げていく。

④意識改革と参加の促進

- ・市広報、ホームページだけにとらわれず、色々な周知方法で参加者を募っていく。ターゲット別に適した周知方法で対応していく。
- ・③協働を進める市の体制整備と同様に、講座や研修会を従来と同じような内容にせず、既に各部署が協働している例もあるので、より実践的な内容に変えていく。また、職員研修会は協働事業推進員を主な対象として参加を募っていたが、限定せずにどの職員も受講できるよう幅を広げていく。
- ・「協働」の概念について、庁内には基本的な意味を伝えてきたので、より実践的に捉えてもらえるよう情報提供を行う。庁外に対しては、基本的な意味から実践的な内容まで啓発していく。

4. まとめ

本委員会において行った、検討に基づくまとめは以下の通りである。

- (1) 協働事業提案制度の提案件数が減っている一方、制度によらずに協働している内容も多くあったことから、市が目指す協働の全体像を考慮すると、総合的に見れば協働は進んでいると言える。
- (2) 協働事業提案制度は、目的を明確にするとともに、他の制度と連動して運用する。
 - ・ 市民側と関係部署との協議が整わなかった場合や、当事者が複数あって協議が難しい場合などにおいて、協働事業提案制度を活用する。
 - ・ 比較的新しい市民活動団体に対して、第一段階として「市民参画協働事業推進補助金」を勧め、団体が成熟したら、第二段階として「協働事業提案制度」を勧める。
- (3) 協働事業提案制度によらない各部署における自発的な協働の増加は、本来亀山市の協働が向かうべき方向ともいえる。このような実態を市民や庁内で広く周知し、情報共有を図る。
- (4) 多様な協働の相手方を「発見」したり、協働の意味を広く啓発するため、多様なネットワークの構築や、中間支援組織の育成が必要である。

上記まとめ及びその前提となる本報告の内容を参考としながら、改善・充実を図っていただきたい。

なお、指針に示した考え方や制度については、協働推進とする上で現在においても先進性、独自性を持つものではあるが、策定後9年経つことから、社会情勢の変化、市の協働の進展をふまえ「亀山市協働の指針」の改訂を検討されたい。

○亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会要綱

平成24年3月27日

改正 平成25年3月29日

(設置)

第1条 亀山市協働の指針に基づく協働事業提案制度(以下「制度」という。)について、市民及び行政のいずれもが活発に事業を提案できるような制度のあり方を検討するため、亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 制度の見直しに関すること。
- (2) その他制度のあり方に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 協働に関し知識を有する者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、共生社会推進室において処理する。

(平25.3.29・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成25年3月29日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

【亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会 委員】

任期：委嘱又は任命の日から１年（平成２８年１２月２６日～平成２９年１２月２５日）

選 出 枠	氏 名	性別	履 歴	備 考
学識経験を有する者	まつい まりこ 松井 真理子	女	前委員	四日市大学総合政策学部 教授 協働事業選定委員会委員長 市民参画協働事業推進補助金選定委員会委員長
協働に関し知識を有する者	かめやま ゆみこ 亀山 裕美子	女	前委員	亀山市協働コーディネーター 市民参画協働事業推進補助金選定委員会委員
市 職 員	かめやま たかし 亀山 隆	男	新 規	生涯学習室長 (亀山市協働事業経験者)
	むらた ひろし 村田 博	男	新 規	森林林業室長 (亀山市協働事業経験者)
その他市長が必要と認める者	おざき すえひろ 尾崎 末廣	男	新 規	まちづくり基本条例推進委員会委員 男女共同参画審議会委員
	の ま ひでかず 野間 秀一	男	新 規	亀山市文化会館 館長補佐

協働事業提案制度による協働実績

整理番号	実施番号	提案年度	実施年度	提案者別	事業名	提案者名	事業内容	協働事業の相手方	平成28年度現在 協働状況
1	1	H20	H21	市民	亀山に伝わる古代伝説継承事業	劇団「GAME」	白鳥伝説について、見て、聞いて、学べる(学習できる)DVDを作成した。DVDの内容は、亀山市内の白鳥伝説に関する道跡紹介と白鳥伝説ミュージカルとする。	まちなみ・文化財室、企画経営室、生涯学習室	協働している。劇団「GAME」自体はあまり活動していないが、会員の多くは、現在は新しくできた劇団「KAME」に所属して活動を行っている。「GAME」が行っていた亀山市内の古代伝説を基にしたミュージカルを、「KAME」が受け継いで発展的に活動している。現在はまちなみ文化財室との関わりはないが、地域社会振興会と協働しながら活動を続けている。
2	2	H20	H21	市民	みんなで作ろう避難所ケータイ充電ソール事業	防災減災チャレンジャー	事業実施については、市総合防災訓練において子どもを対象に充電装置の作成(指導)を行うこととし、事業実施に向け地域と協議を行なう。	危機管理室、学校教育室	協働していない。避難所に充電装置を設置し、単年度事業としての目的は達成した。団体としては残っているが、実質1人で活動しており、直接要望が無いため、協働していない。
3	3	H20	H21	市民	坂下天文観測施設オープン記念事業	坂下星見の会	坂下天文観測施設開設の記念事業として、オープン記念事業を企画提案	生涯学習室、産業観光振興室	協働している。実施番号20と同じ団体。天文施設をオープンしてからも、市内外から人々を集客し団体主体で星の魅力を伝えたり、星に関するグッズを売って、行政の補助に頼らずとも運営できるよう自己資金も確保している。行政としても、天文台の無料開放を周知するなど、団体の活動をサポートしている。
4	4	H20	H21	市民	東海道五十三次 関宿四十七番札「関宿かるた」事業	NPO「東海道関宿」	「関宿かるた」の制作(普及版を作成)	まちなみ・文化財室、産業観光振興室	協働している。「かるた」を使った同じ事業ではないが、関宿内にある旧落合家住宅などの施設を利用して記念講演を行い、まちなみの魅力を団体と行政ともに伝えていく。
5	5	H20	H21	市民	安楽川保全事業	野登清友会	環境イベントとして、安楽川周辺での川あそび、清掃活動、川の生き物観察等の実施。	環境保全対策室、まちなみ・文化財室	協働していない。団体が自立してきたことや、当時開催していた環境フェスティバルを現在は実施しなくなったことから協働していない。
6	6	H20	H21	市民	「あなたとふれあい映画会～笑い、涙、そしておしゃべり～」事業	映画ひととき会	・懐かしい映画鑑賞会とふれあい交流会 ・PR活動(広報・新聞・CATV・三重TV)	高齢障害支援室	協働していない。各地域で映画の上映会を行い、主な対象であった高齢者や障がい者に、社会参加の意欲を向上させるという単年度事業としての目的は達成できた。現在は団体の代表者が忙しく、直接市民からの要望が無い為、協働していない。
7		H20	H21	市民	亀山7名山の制定と整備事業	亀山7名山の会	・亀山7名山の制定 ・7名山、案内マップの編集・作成・配布 ・案内道標の整備	協議不成立	
8		H20	H21	市民	市民の創造によるコンサート事業	ひとのわコンサート実行委員会	実行委員会を通して「ひとのわコンサート」を開催するので、市の役割として資金及び広報等の援助をして頂きたい。	協議不成立	
9		H20	H21	行政	外国語版広報誌発行事業	企画政策部広報秘書室	・毎月16日にポルトガル語の広報「A4両面1枚」を発行する。 ・学校、幼稚園等の官公庁、企業等へ配布する。 ・行政は印刷、配布等を担担し、市民には、翻訳(校正を含む)業務を依頼したい。	相手方見つからず	
10	7	H21	H22	市民	ロマンとそばん探究プロジェクト事業	関宿スケッチコンクール実行委員会	関宿スケッチコンクールをモデルにし、文化事業の継続運営に関する仕組みづくりを研究する。	まちなみ文化財室、観光振興室、文化スポーツ室	協働している。実質的には平成17年度から協働しており、現在も関宿まちなみを会場としたスケッチコンクールを行い、入賞入選作品を展示公開している。団体としては、コンクール及び作品展示全般の運営を担い、行政としては、まちなみの保存意識の高揚を図りながら、施設の開放、図録の作成、展示用消耗品の提供等を担っている。
11	8	H21	H22	市民	井田川小学校こどもぼうさい育成モデル事業	亀山防災ネットワーク	井田川小学校をモデル校として、小学校4年から6年生を対象とした(仮称)ぼうさいクラブ活動の実施	教育研究室	協働している。現在も団体は井田川小学校の土曜授業の一部の日に「防災クラブ活動」を実施し、児童の防災活動への意欲向上を図っている。行政としても、井田川小学校と限定していないが、学校の防災用消耗品の調達など、必要なサポートを行っている。
12	9	H21	H22	行政	郷土芸能活性化推進事業	文化部文化スポーツ室	①継承者の育成(新会員の募集、太鼓合宿) ②指導者育成(他団体への視察と交流、太鼓の創作) ③継承者の募集と育成(指導者育成の全プログラムを通じて、継承システムを構築する。)	亀山市葛葉太鼓保存会	協働している。団体は郷土芸能を広めるため、現在も20代以下の若者も巻き込んで、継承者・指導者の育成も上手く行っている。行政としても、団体が活動運営資金のために申請する国の助成金について、助成の推薦や内容の助言等を行っている。
13		H21	H22	行政	外国籍児童生徒の学習支援事業	教育委員会 学校教育室	小中学校に在籍する外国人児童生徒が放課後、学校の図書室等を利用して、日本語を習得したり、補充学習を行ったりしている。国際関係団体や市民ボランティア等がその支援を行うことを通じて、外国人と日本人とが相互理解を深めるなかで、地域社会の一員として互いが住み良いまちづくりを進める。	相手方見つからず	
14	10	H22	H23	市民	ため池の外來魚駆除・希少種保全と維持管理促進	水辺づくりの会 鈴鹿川のうお座	ため池の外來魚駆除を進めるとともに、その後の適正な維持管理という視点を含めた外來魚駆除の手法の研究等を行う。	環境保全対策室、森林・林業室、農政室	協働している。現在も団体はため池の外來魚駆除を進めており、主な協働部署である環境保全室も団体の活動の成果を市民に広く知ってもらえるよう、発表の機会を提供している。森林林業室としても、外來魚駆除に必要な石灰の提供など団体のサポートを行っている。
15	11	H22	H23	市民	亀山の資源「みつまた」を活かした地域づくり事業	みつまたを愛する会	「みつまた」を活かして、観光をメインとした多角的な地域おこしを検討し、試行や検証を通じて、モデルプランづくりを行う。	観光振興室、森林・林業室、環境保全対策室	協働している。実施番号11と同じ団体。現在も団体はイベントの企画立案や管理運営しながら植樹活動を行っており、行政(森林林業室、観光振興室)としても、ともに植樹活動を行い、広報等でイベントを周知している。
16	12	H22	H23	市民	アート亀山プロジェクト	アートによる街づくりを考える会	現代美術展「アート亀山2011」の開催。若手アーティストが亀山に滞在し制作発表する「アーティスト イン レジデンス亀山」の実施。	文化スポーツ室、商工業振興室、観光振興室	平成28年度に協働している。実施番号22と同じ団体。
17		H22	H23	行政	亀山市役所本庁 庁舎案内及び戸籍市民室窓口受付補助事業	戸籍市民室	総合窓口・戸籍市民室前で待機していたが、①市役所庁舎の案内(目的の部署まで案内する。)②戸籍市民室カウンター前で、来庁の目的・要件を尋ね、それに対処する方法の説明。③戸籍市民室混雑時は、証明発行の要件の方に番号札を渡す。	相手方見つからず	

整理 番号	実施 番号	提案 年度	実施 年度	提案 者別	事業名	提案者名	事業内容	協働事業の相手方	平成28年度現在 協働状況
18	13	H23	H24	市民	心の悩みを分かち合う居場所づくり事業	サロンドトゥルービューティ	気分障がい者等の社会復帰を助ける居場所づくり	健康推進室、高齢障がい支援室	協働していない。高齢者、身体的や知的な障がい者の交流の場を提供して、互いに心の悩みを分かち合う居場所づくりを単年度事業で行った。現在は、団体の代表者が忙しく、協働していない。
19	14	H23	H24	市民	地域の方言等の調査・記録化事業	鈴鹿の国方言研究	方言の調査・記録化	歴史博物館	協働していない。方言を広めるための冊子を発行するという単年度事業の目的は達成した。単年度事業実施後は団体が自立して、周知など活動を行っていたことから、現在は協働していない。
20		H23	H24	市民	1dayシェフ石垣屋	1dayシェフ石垣屋	閑宿を訪れるきっかけづくり	辞退	
21	15	H24	H25	市民	焼きうどんサミットin亀山	亀山みそ焼きうどん本舗	全国からご当地グルメによるまちおこしを実践中の市民活動団体等を亀山市に集め、地域の活性化と観光事業の推進を図る。	観光振興室・商工業振興室	協働している。B-1グランプリの参加など市のPRを団体と行政ともに行っている。
22	16	H24	H25	行政	地域歴史遺産(亀山藩御流儀心形刀流武芸形)保存継承活用事業	文化部歴史博物館	三重県無形文化財「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」を地域のかげがえのない歴史文化として市民に情報発信し、地域全体で心形刀流の保存継承とその活用を図る。	心形刀流保存赤心会	協働している。地域の歴史遺産を保存継承するため、団体の伝統的武芸の様子を博物館で展示したりなど、市民に情報発信した。現在は、市内演舞場等での団体の活動をまちなみ文化財室が関わってサポートしている。
23	17	H24	H25	行政	地域材需要拡大推進事業	環境・産業部森林・林業室	公共建築物での地域材の利用から、さらに住民や企業の一般建築物に対する地域材の利用へと拡大するための広報活動等を協働で行う。	亀山木材産業協同組合	協働している。活動が発展してきており、木材フェアを開催して、参加者に亀山の木に触れ、木の良さを知ってもらっている。団体としては、事業の企画立案や運営、ブース出展を担い、行政としてもブースを出展したり、事業運営の協力や広報活動を担っている。
24		H24	H25	市民	亀山宿語り部の会「かめやま歴史かるた」事業	亀山宿語り部の会	「かめやま歴史かるた」を作成し、かるたを通して歴史、自然、文化ある亀山市として後世に伝え、観光振興および市民、後世に伝えるきっかけ作りをする。	辞退	
25	18	H25	H26	市民	みつまたの森創造事業	みつまたを愛する会	みつまた花木の育成や植樹をすることで、観光資源を守り、地域の活性化と観光振興につなげる。	森林林業室・観光振興室、用地管理室、都市計画室	協働している。実施番号11と同じ団体。現在も団体はイベントの企画立案や管理運営をしながら植樹活動を行っており、行政(森林林業室、観光振興室)としても、ともに植樹活動を行い、広報等でイベントを周知している。
26	19	H25	H26	行政	文化財建造物公開活用事業	まちなみ文化財室	文化財建造物を活用し、市民活動団体等が活動成果の発表等を行うことで、文化財建造物の適切な維持管理を行い、公開活用を進める。	閑宿スケッチコンクール実行委員会・まちなみ町家の茶の会・ふるさと文化資産保全活用研究会	協働している。閑宿や亀山宿の文化財建造物にて、お茶会や七五三記念撮影会を単年度事業で行った。七五三記念撮影会については、現在も亀山城多門櫓等で、団体が運営して、行政が施設を開放している。
27		H25	H26	行政	人命救助隊	亀山消防署	救命講習の指導者を育成し、指導者が各地域や事業所で救命講習を行えるようにする。	相手方応募なし	
28		H26	H27	行政	人命救助隊養成事業	亀山消防署	救命講習の指導者を育成し、各地域や事業所で救命講習を行なう、応急手当の必要性を啓発する。	相手方応募なし	
29	20	H26	H27	市民	鈴鹿峠自然の家天文台「童夢」5周年記念「坂下星物語」プロジェクト	坂下星見の会	多くの人に天文台「童夢」へ足を運んでもらえるための事業を行うとともに、天文への学びを深めるためのツールを作成する。	生涯学習室、観光振興室 まちなみ文化財室、歴史博物館	協働している。実施番号3と同じ団体。天文施設をオープンしてからも、市内外から人を集客し団体主体で星の魅力を伝えたり、星に関するグッズを売って、行政の補助に頼らずとも運営できるよう自己資金も確保している。行政としても、天文台の無料開放を周知するなど、団体の活動をサポートしている。
30		H27	H28	行政	家具等のリユース事業	廃棄物対策室	「物を末永く大切に使うこと」と「ごみの減量」の両面から、家庭で不要になった家具等の再使用を推進するため、必要とする人に譲り渡す仕組みづくりをしていく。	相手方応募なし	
31	21	H27	H28	市民	亀山市のまちづくりのための人材の育成と発掘の仕組みづくりの検討	亀山まちづくり活動支援ネットワーク	亀山市の市民社会組織(市民活動団体、まちづくり協議会等。)の活動を活性化させるために、人材のスキルアップや、埋もれた人材を発掘して、その能力を市民活動の場で発揮するための必要な環境整備について検討し、検討の成果を市民社会組織に活かしてもらう。	地域づくり支援室、共生社会推進室	平成28年度に協働している。
32	22	H27	H28	市民	亀山トリエンナーレプロジェクト	アートによる街づくりを考える会	民間が主催する文化振興事業「亀山トリエンナーレ2017」に向けて、亀山の美術文化振興と地域の活性化を行う。	文化スポーツ室	平成28年度に協働している。
33	23	H28	H29	市民	能の魅力発見と子ども達の体験プロジェクト	かめやま こども能サークル「輝」	子どもの能楽教室を定期的に開催し、子ども達が「能」を体験することによって、健全な心身を育むだけでなく、亀山市の文化の向上に寄与する。また、イベント等で広く市民に能の魅力を発信する。	文化スポーツ室、生涯学習室	平成29年度に協働事業を実施。

協働事業提案制度によらない協働実績

平成20年度から平成28年度までの期間において、協働している内容（現在は協働していない内容も含む）

各項目の説明については、下記の説明文のとおり

協働形態	→ 「亀山市協働の指針 P. 8(5)協働の形態」において、当てはまる形態
協働相手	→ 共に取り組んだ協働相手（市民活動団体、民間企業、地域組織など）
取組年度	→ 共に取り組んだ年度
取組内容	→ 市民（相手方）と行政で共に取り組んだ内容
相手方の役割	→ 取組内容を遂行するにあたって、市民（相手方）側が担った役割
行政の役割	→ 取組内容を遂行するにあたって、行政側が担った役割

※ 協働とは？（亀山市協働の指針 P. 1 協働の基本理念より）



「市民が互いに、また市民と行政が、それぞれの持つ特性を活かしながら、役割分担・連携・補完・協力を図り、住みよいまちにするという共通の目的に向かって、対等の意識で共に取り組むこと。」

<実績> 全件数：110

協働形態別 ①共催：10件、②後援：12件、③事業協力：29件、④実行委員会：16件、⑤アダプト制度：2件、
⑥委託：9件、⑦補助：24件 複数の協働形態を持つ取り組み：8件

年度別

平成28年度（現在）まで協働している内容

平成20年度以前～平成28年度（現在）まで：63件
 平成21年度 ～平成28年度（現在）まで： 3件
 平成22年度 ～平成28年度（現在）まで： 2件
 平成23年度 ～平成28年度（現在）まで： 4件
 平成24年度 ～平成28年度（現在）まで： 4件
 平成25年度 ～平成28年度（現在）まで： 4件
 平成26年度 ～平成28年度（現在）まで： 2件
 平成27年度 ～平成28年度（現在）まで： 4件
 平成28年度 ～現在まで： 7件

平成28年度（現在）は協働していない内容

平成22年度 ～平成25年度まで：1件
 平成25年度のみ：3件
 平成20年度以前～平成26年度まで：4件
 平成24年度、平成26年度：1件
 平成25年度 ～平成26年度まで：2件
 平成26年度のみ：1件
 平成20年度以前～平成27年度まで：2件
 平成23年度 ～平成27年度まで：1件
 平成26年度 ～平成27年度まで：1件
 平成27年度のみ：1件

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
共生社会推進室	④実行委員会	ヒューマンフェスタin亀山実行委員会	平成20年度以前～平成28年度（現在）まで	ヒューマンフェスタin亀山の開催を通じた人権啓発	ヒューマンフェスタでの人権啓発に関するブース出展及び企画立案・運営協力	ヒューマンフェスタの全体管理、費用負担、会場確保、各種手続き、連絡調整等
共生社会推進室	⑦補助	津人権擁護委員協議会亀山地区委員会	平成22年度～平成28年度（現在）まで	津人権擁護委員協議会亀山地区委員会事業補助金を活用した人権啓発	・人権週間での啓発物品の配布 ・市内中学生を対象とした人権習字の募集や展示 ・毎月1回、定例会にて事業検討及び評価	・津人権擁護委員協議会亀山地区委員会の人権啓発活動に対する補助 ・毎月1回、定例会に参加し、情報共有及び行政側からの情報周知

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
共生社会推進室	③事業協力	アクティブ亀山	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	・三重県内男女共同参画連携映画祭(於:亀山市文化会館)の運営 ・亀山市男女共同参画情報誌の作成 ・その他男女共同参画の啓発に係る事業協力	・三重県内男女共同参画連携映画祭での受付業務、啓発効果を高める映像の作成・放映、映画終了後のアフタートークの運営 ・亀山市男女共同参画情報誌の企画立案、記事作成(8割)、編集作業 ・各種啓発事業の運営協力	・三重県内男女共同参画連携映画祭の全体管理、費用負担、チラシ作成・広報、会場確保等 ・亀山市男女共同参画情報誌の記事作成(2割)、記事内容の校正や助言、印刷発注・費用負担・各戸配布、HPへの掲載等 ・各種啓発事業の運営管理
共生社会推進室	①共催	亀山日本語教室はじめのいっぽ	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	亀山日本語教室(於:青少年研修センター)において、毎週土曜日の夜、年間約40回、はじめのいっぽの日本人スタッフが、外国人住民に対し日本語を教える事業	学習者への日本語の指導、指導方針の協議・方針決定、教材の選定・作成、日本語学習に限らず日本の文化にふれたり地域住民とふれあつたりする催しの企画立案等	亀山日本語教室の全体管理、授業実施者への謝金(実費弁償)の支給、教材の購入、その他必要な助言等
広報秘書室	②後援	鈴鹿ハルーンフェスティバル	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	・気球を通じ、多くの人に感動を与える ・子ども達に自然を感じてもらう ・三重県、鈴鹿市を代表するイベントを育てる ・東日本大震災の被災地復興支援	鈴鹿ハルーンフェスティバルの企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	平和映画上映会	平成25年度、平成27年度、平成28年度	子どもから大人まで幅広い年代の人が観賞する事で、平和を見つめ直す機会とする	第18回平和映画上映会の企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	NPO法人ぽっかぽかの会 各事業	平成27年度～平成28年度(現在)まで	障がいのある子ども達やその親を対象に、相談会や料理教室、食事を開催する事で、交流や相談の場を作り、行政の後援により社会貢献的活動を市民に伝えていく。	ぽっかぽかの会 各事業の企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	ものづくりフェア2016	平成28年度	学校の授業では触れることのできない「ものづくり体験」をすることで、子ども達に「ものづくり」の楽しさを実感させ、将来の技能者の育成を図る	ものづくりフェア2016の企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	イオンモール鈴鹿「敬老の日記念 家族の似顔絵展」	平成21年度～平成28年度(現在)まで	敬老の日を通じて、家族間の触れ合い、家族間の会話の一助とする	イオンモール鈴鹿「敬老の日記念 家族の似顔絵展」の企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	イオンモール鈴鹿「母の日記念 家族の似顔絵展」及び「父の日 家族の似顔絵展」	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	母の日及び父の日を通じて、家族間の触れ合い、家族間の会話の一助とする	イオンモール鈴鹿「母の日記念 家族の似顔絵展」及び「父の日 家族の似顔絵展」の企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	ナイスハート・ふれあいのスポーツ広場亀山大会	平成27年度	障がいのあるなしに関わらず、共に取り組むことのできるスポーツを通じて、共生社会づくりのための一助とする	ナイスハート・ふれあいのスポーツ広場亀山大会の企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	2014年 国立ホリジョイサーカス 津公演	平成25年度	超人的な演技や動物たちの迫力ある演技を子どもからお年寄りまで楽しんでいただき、各会場に設置した募金箱により東日本大震災の義援金を募る	2014年 国立ホリジョイサーカス 津公演の企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	春のばら展	平成25年度	三重ばら会の学習講座出身者によるばら展を開催し、会員各位の能力と親睦を深める	春のばら展の企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	老人福祉フェスティバル	平成22年度～平成25年度まで	芸能発表大会、趣味の作品展を開催する	老人福祉フェスティバルの企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
広報秘書室	③事業協力	亀山朗読奉仕会	平成20年度以前～平成28年度（現在）まで	市内視覚障がい者向けに、広報かめやまなどの発行物の音訳サービスを提供	広報かめやまなどの発行物の音訳CDを制作し、視覚障がい者の方へ送付	広報かめやまなどの発行物の作成、発行前に原稿の提供
企画政策室	②後援	亀山商工会議所青年部	平成24年度、平成26年度	出会いの場を提供することで、結婚・出産に繋がる手助けをし、亀山市に住んでいただくことを目的とした婚活支援事業の開催	事業の実施	周知等の実施
企画政策室	③事業協力	亀山みそ焼きうどん本舗	平成28年度	B1グランプリスペシャルin東京・臨海副都心への参加によるまちおこし	B1グランプリへの参加	B1グランプリに同行し、市のPRの実施（当室はB1グランプリには同行しなかったが、その準備段階において、どのように市をPRするか会議に参加）
企画政策室	④実行委員会	第32回地域づくり団体全国研修交流三重大会亀山市分科会実行委員会（市・商工会議所・NPO東海道関宿・語り部の会・馬子唄保存会・にぎわい復活一座）	平成25年度～平成26年度まで	第32回地域づくり団体全国研修交流三重大会亀山市分科会の開催	実行委員会等での検討や当日スタッフとしての運営。また、各委員の関係団体には分科会参加者との交流、情報交換等	実行委員会の全体管理、会場確保、各種手続き、連絡調整等
危機管理室	①共催	自衛隊、日赤、国交省等	平成20年度以前～平成28年度（現在）まで	亀山市総合防災訓練を通じた被害の軽減及び市民の防災意識の向上	防災啓発に関する講演、ブース出展（訓練実施、車両展示等）を実施	亀山市総合防災訓練全体の企画、立案、管理、費用負担、連絡調整等
危機管理室	③事業協力	建設労働組合亀山支部	平成20年度以前～平成28年度（現在）まで	家具転倒防止器具（金具取付）事業を通し、高齢者宅での家具等の転倒防止を図る	一人暮らしの高齢者宅などへ家具等の転倒防止用金具の取り付けを無料で実施	家具転倒防止事業の企画、立案、申込受付、転倒防止金具支給、連絡調整
危機管理室	③事業協力	亀山耐震推進委員会	平成23年度～平成28年度（現在）まで	毎年、各地域を選定し、各家庭へ耐震の啓発訪問実施	個別訪問による啓発活動	配布物等（パンフレット）の作成及び広報、HPによる住民への周知
地域づくり支援室	①共催	亀山市自治会連合会 亀山市地区コミュニティ連絡協議会	平成26年度	地域まちづくり研修	研修参加者の確保 司会進行 会場準備	研修講師の派遣費用の負担 事業運営管理 会場準備
地域づくり支援室	①共催	亀山市地域まちづくり協議会連絡会議	平成28年度	地域担い手育成研修	研修参加者の確保 消耗品費、食糧費等の負担	研修講師の派遣費用の負担 事業運営管理 会場準備
文化スポーツ室	④実行委員会 ⑦補助	江戸の道シティマラソン実行委員会	平成4年度～平成28年度（現在）まで	江戸の道シティマラソンの開催	江戸の道シティマラソン大会の企画立案・運営	広報協力、各種手続き補助、連絡調整等 補助金の交付
文化スポーツ室	⑦補助	亀山市体育協会	不明（協会設立当初？）～平成28年度（現在）まで	市内におけるスポーツを健全に普及発展させ、スポーツ人口の増加と市民の体力及び競技力の向上を図り、もって市民スポーツの振興に寄与する	各種競技スポーツ大会事業の開催（市民駅伝・市民体育大会等）	補助金の交付と事業協力
文化スポーツ室	⑦補助	亀山市スポーツ少年団体連絡協議会	不明（協会設立当初？）～平成28年度（現在）まで	スポーツ少年団体の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資する	登録団体を対象とした各種事業の開催（駅伝大会・キャンプ・研修会等）	補助金の交付と事業協力
文化スポーツ室	⑦補助	亀山スポーツ連合会	平成23年度～平成28年度（現在）まで	各種スポーツ団体間の連携を密にし、団体の活性化を図ることにより、市民スポーツの振興に寄与する	亀山市体育協会・亀山市スポーツ少年団体連絡協議会・亀山市レクリエーション協会の事務局	補助金の交付と事務支援
文化スポーツ室	⑦補助	亀山市芸術文化協会	不明（協会設立当初？）～平成28年度（現在）まで	市内の文化団体の発展と会員相互の連絡調整を図り、亀山市における芸術文化の振興に寄与する	各種芸術文化の創作、発表、研修、普及に関する事業の開催	補助金の交付と事業協力

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
文化スポーツ室	⑦補助	総合型地域スポーツクラブ ENJOYスポーツかめ亀クラブ	平成24年度～平成28年度(現在)まで	障害の有無にかかわらず全市民が、楽しく安全にスポーツに親しみ、健康で豊かな人生を送り、さらには地域や家族の絆づくりに貢献する	各種スポーツ教室事業の開催	補助金の交付と事業協力、運営支援
文化スポーツ室	③事業協力	総合型地域スポーツクラブ Let'sスポーツわくわくらぶ	平成21年度～平成28年度(現在)まで	青少年の健全育成と生涯スポーツの推進を図るとともに、仲間との交流や体づくりにより健康で連帯感あふれるまちづくりを目指す	各種スポーツ教室事業の開催	事業協力、運営支援
まちなみ文化財室	③事業協力	御旅町環境美化グループ	平成27年度～平成28年度(現在)まで	協定書に基づき、関宿散策拠点施設(関宿西の追分休憩施設)敷地内の除草管理を行う。	1年当たり3回以上の除草作業等	謝金支払い
まちなみ文化財室	③事業協力	小野自治会	平成28年度	管理協定書に基づき、小野ポケットパーク敷地内の清掃管理等を行う。	①ポケットパーク内のゴミの清掃及びサツキの刈込み ②ポケットパーク及び道路周辺の草刈り清掃 ③異常事態発生時の市への通報	謝金支払い
まちなみ文化財室	③事業協力	亀山トリエンナーレ ART KAMEYAMA 2014 実行委員会	平成26年度～平成27年度まで	文化財建造物に現代アートの作品展示やパフォーマンス披露	催し物全般の運営	施設の開放
まちなみ文化財室	③事業協力	屋生地区まちづくり協議会金王道整備保存会(旧金王道ふれあい探訪ウォーク実行委員会)	平成19年度～平成28年度(現在)まで	古道「金王道」を散策し、地域に残る歴史的資産の掘り起こしと共に地域の魅力再発見する	金王道ウォーキングの運営	周知活動
まちなみ文化財室	③事業協力	亀山宿語り部の会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	亀山宿の歴史や文化など様々な方に魅力を伝える。	観光者に対する案内や学習会の開催	HPIによる団体情報の周知
まちなみ文化財室	③事業協力	関宿案内ボランティアの会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	関宿の歴史や文化など様々な方に魅力を伝える。	観光者に対する案内や学習会の開催	HPIによる団体情報の周知
観光振興室	④実行委員会	亀山城桜まつり実行委員会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	亀山城多門櫓一帯で市民によるパフォーマンス披露	イベントの企画立案と運営管理	補助金交付、委員として参加し企画立案にかかわる 当日スタッフ
観光振興室	④実行委員会	観音山春まつり実行委員会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	観音山公園一帯で市民によるブース販売や太鼓演奏、子供宝探し大会が行われる。また子供剣道大会も開催される。	イベントの企画立案と運営管理	補助金交付、委員として参加し企画立案にかかわる 当日スタッフ
観光振興室	④実行委員会	関宿祇園夏まつり実行委員会	平成20年度以前～平成29年度まで(予定)	関宿伝統の祇園夏まつりの開催、4基の山車が街道筋を舞台回り等を行い巡航する	イベントの企画立案と運営管理	補助金交付、委員として参加し企画立案にかかわる 当日スタッフ
観光振興室	④実行委員会	亀山市納涼大会実行委員会	平成20年度以前～平成30年度まで(予定)	市民による演奏やダンスパフォーマンスの披露、灯籠り保存会による市民総踊りの披露、市民ブース等の露天がでる	イベントの企画立案と当日スタッフ	事務局担当 補助金交付 企画立案、運営管理
観光振興室	④実行委員会	東海道関宿街道まつり実行委員会	平成20年度以前～平成31年度まで(予定)	関宿の街道筋を市民参加による大名行列を中心に江戸時代の衣装をした時代行列を開催	イベントの企画立案と当日スタッフ	事務局担当 補助金交付 企画立案、運営管理
観光振興室	④実行委員会	東海道のおひなさまin 亀山宿・関宿実行委員会	平成20年度以前～平成32年度まで(予定)	2月上旬～3月上旬の1か月間、亀山宿・関宿の街道沿いの民家や施設にひな人形を飾る。期間中、ひな祭り市などの関連イベントも実施する	イベントの企画立案と運営管理	補助金交付、委員として参加し企画立案にかかわる 当日スタッフ

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
観光振興室	③事業協力	みつまたの森ウォーキング実行委員会	平成20年度以前～平成28年度（現在）まで	みつまたの森ウォーキング実行委員会主催 毎年3月下旬から4月上旬にかけて、石水溪に自生するみつまたの森をめぐるウォーキングイベント	イベントの企画立案と管理運営	イベント広報、チラシ配布、当日スタッフ
観光振興室	③事業協力	石水溪まつり実行委員会	平成20年度以前～平成28年度（現在）まで	石水溪まつり実行委員会が主催 毎年10月第1週の土曜日に開催する。市民による演奏や石水溪ミニハイキングを開催。市民による露天、子供によるマスカみ等のイベント開催	イベントの企画立案と管理運営	イベント広報、チラシ配布、当日スタッフ
観光振興室	⑦補助	中町4自治会	平成25年度～平成28年度（現在）まで	閑宿にぎわいづくり補助金を活用した事業。山車の祭囃子演奏者育成による伝統芸能の継承とにぎわいの創出	閑宿祇園夏祭りの山車巡航の祭囃子演奏披露に伴う管理運営	山車祭囃子演奏者育成に伴う経費の一部補助
観光振興室	⑦補助	地藏院桜祭り実行委員会	平成23年度～平成27年度まで	閑宿にぎわいづくり補助金を活用した事業。閑の地藏院境内で桜まつりを開催しにぎわいを創出する	地藏院桜まつりの企画立案と運営管理	地藏院桜まつり開催に伴う経費の一部補助
観光振興室	⑦補助	閑宿紙芝居クラブ	平成25年度	閑宿にぎわいづくり補助金を活用した事業。閑宿の伝説等を紙芝居にして観光客に披露する。	紙芝居の企画立案と開催	開催経費の一部補助
観光振興室	⑦補助	灯おどり保存会	平成26年度～平成28年度（現在）まで	閑宿にぎわいづくり補助金を活用した事業。閑宿祇園夏まつりに合わせ閑宿新所地区の街道で灯通りの踊りこみを披露し、閑宿夏祭りを盛り上げる閑宿の賑わいを創出する。	灯通りの踊りこみ企画立案と開催運営	灯通り踊りこみの開催経費の一部補助
観光振興室	⑦補助	亀山市観光協会	平成20年度以前～平成31年度まで（予定）	亀山市観光ビジョンに定める「まちづくり観光」の考え方に基き亀山市の観光振興を推進する	観光案内、イベントの開催、観光広報活動等観光振興に資する事業全般	補助金交付、指導、助言
観光振興室	⑦補助	石水溪観光協会	平成20年度以前～平成31年度まで（予定）	仙ヶ岳、野登山に存する登山道の維持管理を自主的に行い、登山者の安全確保及び良好な登山環境の維持を図る	登山道のパトロール、小修繕、清掃等	補助金交付、指導、助言
観光振興室	⑦補助	錫杖岳を愛する会	平成20年度以前～平成31年度まで（予定）	錫杖岳の登山道の維持管理を自主的に行う団体に対し補助金を交付することにより、登山者の安全確保及び良好な登山環境の維持を図ることを目的とする	登山道のパトロール、山道のベンチ等の修繕、倒木の除去、清掃等	補助金交付、指導、助言
地域福祉室	④実行委員会	あいあい祭り2016実行委員会	平成20年度以前～平成28年度（現在）まで	あいあい祭り2016の開催を通じた福祉事業の啓発	あいあい祭りでのブース出展及び企画立案・運営協力	あいあい祭りの全体管理、会場確保、各種手続き、連絡調整等
地域福祉室	⑦補助	亀山市社会福祉協議会	平成20年度以前～平成28年度（現在）まで	法人運営、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進、ボランティア活動の推進等	各種団体事務局運営、ボランティア活動の推進等	社会福祉協議会が事務局を担う各種団体への補助金を含む、社会福祉協議会に対する補助金交付
環境保全室	①共催	亀山里山公園みちくさ管理運営協議会	平成26年度～平成28年度（現在）まで	・亀山里山公園「みちくさ」フォトコンテストの実施（平成26年度～） ・里山塾の実施（平成28年度～）	・亀山里山公園「みちくさ」フォトコンテスト及び里山塾における企画立案等	・亀山里山公園「みちくさ」フォトコンテスト及び里山塾における全体管理、運営、各種手続き、連絡調整等
環境保全室	②後援 ④実行委員会	やすらぎくんネット	平成21年度～平成28年度（現在）まで	・鈴鹿川環境展の開催を通じた環境啓発	・鈴鹿川環境展での環境に関するブース出展及び企画立案、全体管理、運営、会場確保、各種手続き、連絡調整等	・後援名義の使用の承諾 ・鈴鹿川環境展での環境に関するブース出展
環境保全室	①共催 ⑦補助	亀山市地区衛生組織連合会	平成20年度～平成28年度（現在）まで	・市内一斉清掃の開催 ・クリーン作戦の実施	・市内一斉清掃及びクリーン作戦における市内の清掃活動および啓発活動の実施等	・市内一斉清掃における全体管理、運営、各種手続き、連絡調整等 ・亀山市地区衛生組織連合会における活動に伴う費用の補助

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
廃棄物対策室	③事業協力	ごみダイエツトサポーター(廃棄物減量等推進員)	平成28年度	市民の目線で、ごみ減量等施策のアイデアや意見を広く提案してもらい、3R(発生・排出抑制、再使用、再生利用)推進に取り組む機会を創出する。	・ごみ処理基本計画策定への参画 ・現行施策に対する意見交換 ・3R推進のためのアイデア提案 ・3R推進の取り組みの実践	・定期的に意見交換やアイデア提案等の会議の開催 ・推進員の取り組み等の情報発信
森林林業室	③事業協力	鈴鹿森林組合 鈴鹿市漁業協同組合	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	海と森林を結ぶ交流事業の開催し、海と山が密接な関係であることを理解しあい、力を合わせて環境保全に取り組む。(間伐体験、植樹、海岸清掃等)	・事業の企画立案 ・漁協との連絡調整 ・事業運営	・市民参加の募集(市広報誌等) ・事業の企画立案 ・事業運営協力 ・鈴鹿市との連絡調整 ・事業実施場所の提供
森林林業室	⑥委託	三重県猟友会亀山支部	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	有害鳥獣捕獲業務を三重県猟友会亀山支部に委託し農作物等の被害防止に努める。	有害鳥獣捕獲業務の実施	・有害鳥獣捕獲の許可書発行 ・有害鳥獣捕獲業務の委託 ・報償費の支給
森林林業室	③事業協力	亀山森林公園整備等検討委員会	平成22年度～平成28年度(現在)まで	亀山森林公園を整備、活用するため調査検討する。	公園整備、活用の助言	・事業の企画立案 ・事業運営 ・市民参加の募集(市広報誌等) ・グループ活動の運営
商工業振興室	⑦補助	亀山市雇用対策協議会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	亀山市雇用対策協議会補助金を活用した市内事業所の労働力の確保や雇用の安定を促進する事業	県内高校との求人懇談会や雇用をテーマとした研修会の開催、事業所紹介冊子の作成など、労働力の確保や雇用の安定を目的とした事業の企画及び実施	・協議会事業に対する補助 ・事務局(商工業振興室内)
商工業振興室	⑦補助	亀山地区労働者福祉協議会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	亀山地区労働者福祉協議会補助金を活用した労働者の福祉の充実・向上、並びに地域住民の福祉向上に資する事業	単組交流会事業や市イベントへの参画など、労働者の福祉の充実・向上、並びに地域住民の福祉向上に資する事業の企画及び実施	・協議会事業に対する補助
商工業振興室	②後援 ④実行委員会 ⑦補助	亀山地区労センター	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	亀山地区労センター補助金を活用した労働者の生活・雇用・権利の向上、人権平和運動の発展に資する事業	平和映画上映会や憲法学習会など、労働者の生活・雇用・権利の向上、人権平和運動の発展に資する事業の企画及び実施	・地区労センター事業に対する補助 ・亀山平和映画上映検討委員会へ参画し、事業の検討・運営を支援 ・亀山平和映画上映会事業を後援
商工業振興室	④実行委員会 ⑦補助	亀山市勤労者ファミリーフェスタ実行委員会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	勤労者とその家族を対象とした勤労者ファミリーフェスタ	勤労者とその家族を含めた市民相互の絆づくり、連帯感の醸成、福祉の向上を目的とした勤労者ファミリーフェスタ事業の企画・及び運営	・勤労者ファミリーフェスタ事業に対する補助 ・勤労者ファミリーフェスタ実行委員会へ参画し、事業の検討・運営を支援
商工業振興室	②後援	亀山商工会議所青年部	平成28年度	小学生を対象とした職業体験「カメジョブキッズ」	キャリア教育及び地域商工業の振興を目的とした「カメジョブキッズ」の企画及び運営	・市広報やHPを活用した事業周知
商工業振興室	②後援 ④実行委員会 ⑦補助	亀山市商業団体連合会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	補助金を活用した亀山大市の開催を通じた伝統行事の継続と地域商業の振興	地域商業の振興を目的とした亀山大市に関する企画立案・運営	・亀山大市事業に対する費用負担 ・亀山大市実行委員会へ参画し、事業の検討・運営を支援 ・市広報等を活用した情報発信
商工業振興室	②後援 ④実行委員会 ⑦補助	亀山商工会議所	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	市内商工業及び市の総合的な振興と安定を図るための事業	小規模事業者の支援及び市内商工業及び市の総合的な振興と安定を図るための事業の企画及び実施	・事業に対する費用負担 ・実行委員会等へ参画し、事業の検討・運営を支援 ・市広報等を活用した情報発信
商工業振興室	②後援 ⑦補助	亀山市東町商店街振興組合	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	中心的市街地の商店街の活性化を図り、市民の豊かな消費生活の確保と魅力あるまちづくりに寄与する事業	商店街の活性化を図り、地域商業の発展と魅力あるまちづくりに資する事業の企画及び運営	・事業に対する費用負担 ・事業の検討・運営を支援 ・市広報等を活用した情報発信
商工業振興室	⑦補助	亀山ポイントカード会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	市内消費拡大及び市外消費流出抑制を図り、地域商業の振興、市民の消費生活の確保を図る事業	地域商業の振興、市民の消費生活の確保を目的とした市内の販売促進活動の企画及び実施	・事業に対する費用負担

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
農政室	⑦補助	亀山市茶業組合	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	茶業振興事業補助金を活用した亀山茶のPR。	茶品評会への出品、亀山茶カフェの開催、市内小学校、幼稚園、保育園へのうがい茶の配布、お茶リンピックin亀山の開催などの亀山茶のPR。	亀山市茶用組合の活動に対する補助。
農政室	⑦補助	亀山青空お茶まつり実行委員会	平成20年度～平成28年度(現在)まで	茶業振興事業補助金を活用した青空お茶まつりの開催による亀山茶のPR。	亀山青空お茶まつりの開催による生産者と消費者の交流の場づくり、亀山茶のPR。	亀山青空お茶まつり実行委員会の活動に対する補助。
農政室	③事業協力	亀の市	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	地域の農産物を地域で消費しようという地産地消、生産者と消費者との交流の場づくり。	毎週土曜日にあいあい、日曜日にサンシャインパークでの農産物の販売、市内イベントでの農産物の販売、学校給食への農産物の提供。	事務局としての亀の市の運営の管理。学校給食での協力。
農政室	③事業協力	亀山kisekiの会	平成23年度～平成28年度(現在)まで	亀山紅茶べにほまれの市内外へのPR。	紅茶品評会への出品、販売。独自のFBによるPR。	べにほまれの茶摘み(5、7、9月)の市民への募集、亀山市での広報・FB・等でのPR。
農政室	③事業協力	小山新田環境保全営農組合	平成23年度～平成28年度(現在)まで	加太北在家(小山新田)の耕作放棄地の解消と交流イベントの開催。	三重大学生等と協同での営農、交流イベントの実施。	小山新田環境保全営農組合の活動に対する補助。
農政室	③事業協力	城北サルの会	平成24年度～平成28年度(現在)まで	城北地区を中心とした獣害(サル)被害防止活動。	集団での追い払い、地域への啓発活動。	追い払い資材の補助、有識者による助言など。
都市計画室	④実行委員会	花しょうぶまつり実行委員会	平成10年度～平成28年度(現在)まで	亀山公園菖蒲園における「花しょうぶまつり」の開催	「花しょうぶまつり」の企画立案、開催	「花しょうぶまつり」のPR、人的応援
都市計画室	⑤アダプト制度	公園等アダプトプログラム加入団体(19団体)	平成19年度～平成28年度(現在)まで	公園等での美化環境活動(清掃、草刈り等)	公園等での自主的な美化環境活動(清掃、草刈り等)	必要物品の貸与、保険加入等
維持修繕室	⑤アダプト制度	道路環境美化ボランティア参加団体(姫垣外苑クラブ他8団体)	平成24年度～平成28年度(現在)まで	市が管理する道路のボランティア(里親)による道路環境美化活動を支援し、併せて道路環境に対する市民意識の高揚を図ることを目的に市民と市とが協働して道路環境の創出を図る。	・落葉、空き缶、吸い殻等のごみの収集 ・除草並びに草花の植栽及び管理 ・花壇の設置 ・樹木の損傷、不法投棄等に関する情報提供	・環境美化活動に必要な清掃用具等の支給又は貸与 ・里親名を表示した看板の設置 ・ボランティア活動の保険の加入
教育総務室	①共催	NPO法人亀山文化資産保全活用研究会	平成25年度～平成26年度まで	活かそう守ろうみえの文化財事業 国登録有形文化財(建造物)白川小学校校舎南棟、白川小学校校舎北棟活用事業	国登録有形文化財を活用した公開講座の開催	・活用建造物が小学校で、耐震補強工事を・実施していたことから講座開催全般において協力 ・補助金交付
教育研究室	①共催	亀山市教育研究会 小中学校音楽会担当者会	昭和24年度～平成28年度(現在)まで	小中学校音楽会の開催	音楽会の企画・準備・実施・連絡調整など	音楽会の費用負担、招待演奏の業務委託契約、パンフレット作成、当日の駐車場管理など
教育研究室	①共催	職場体験学習実行委員会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	市内の事業所での職場体験学習の実施	職場体験学習の企画、連絡調整、実施、アンケート調査、報告書の作成など	費用負担
教育研究室	④実行委員会	加太小学校運営協議会	平成24年度～平成28年度(現在)まで	保護者及び地域住民等が学校運営に参画することによる学校教育の充実を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める	学校の経営計画、教育課程の編成、予算の編成などについての審議及び承認	設置の指定、費用の負担、運営状況の把握、委員の委嘱及び解任
教育研究室	④実行委員会	川崎小学校運営協議会	平成25年度～平成28年度(現在)まで	保護者及び地域住民等が学校運営に参画することによる学校教育の充実を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める	学校の経営計画、教育課程の編成、予算の編成などについての審議及び承認	設置の指定、費用の負担、運営状況の把握、委員の委嘱及び解任

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
教育研究室	④実行委員会	屋生小学校運営協議会	平成27年度～平成28年度(現在)まで	保護者及び地域住民等が学校運営に参画することによる学校教育の充実を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める	学校の経営計画、教育課程の編成、予算の編成などについての審議及び承認	設置の指定、費用の負担、運営状況の把握、委員の委嘱及び解任
教育研究室	④実行委員会	就学指導委員会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	児童及び生徒に対する適正な就学指導	障がい児の就学の猶予及び免除の措置、就学指導及び助言、特別支援学校及び特別支援学級への就学指導及び助言、通級指導教室への通級の指導及び助言、就学に関する検査・調査・資料の収集などに関する事務。	費用の負担、委員の委嘱・任命及び解任、委員会の事務処理、連絡調整など
教育研究室	④実行委員会	亀山市学校教育ビジョン策定委員会	平成27年度～平成28年度(現在)まで	亀山市学校教育ビジョンの策定	亀山市学校教育ビジョンを策定するため必要な事項を調査、研究及び検討、報告	費用の負担委員の委嘱・任命及び解任。委員会の事務処理、連絡調整など
教育研究室	⑥委託	職場体験学習実行委員会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	市内の事業所での職場体験学習の実施	職場体験学習の企画、連絡調整、実施、アンケート調査、報告書の作成など	費用負担、協力、助言
教育研究室	⑥委託	亀山市教育研究会	平成20年度以前～平成27年度まで	市内小中学校の教育課題を解決し、教育の質的向上を図る	研修活動の推進、一斉研集会の開催、指定校研究発表会の開催など	費用負担、指導助言
教育研究室	⑥委託	各小中学校「特色ある学校づくり」推進委員会	平成20年度以前～平成27年度まで	各小中学校の豊かな教育資源を最大限に活かし、保護者や地域住民等と教職員が協働して、子どもたち一人ひとりに「生きる力」を育む特色ある教育活動、魅力ある教育実践を進め、本市学校教育の充実に資する。	教育活動の取組計画、連絡調整、実施、報告書の作成など	費用負担
教育研究室	⑥委託	人権教育研究協議会	平成20年度以前～平成26年度まで	亀山市の小・中学校における人権教育の推進	人権教育の推進についての協議、学習会及び講演会等の開催、人権教育を推進するための資料収集と情報交換など	費用の負担、指導助言
教育研究室	⑥委託	生徒指導協議会	平成20年度以前～平成26年度まで	小中学校における生徒指導上の諸問題や課題などについて連絡、調整及び研究協議を行い、各学校の生徒指導の充実に資すると共に、小学校と中学校の連携を密にし、協力体制を強固にして児童・生徒の健全育成を図る	生徒指導に関する連絡、調整(情報交換)及び共同研究、講演会の開催	費用の負担、指導助言
教育研究室	⑥委託	図書館情報協議会	平成20年度以前～平成26年度まで	学校図書館及び図書館情報に関する事項を研究し、その充実発展を図り、もって、学校教育の振興に寄与する	学校図書館教育の研究、改善、学校・情報センター、読書センターとしての学校図書館の機能充実、児童対象行事の実施など	費用の負担、指導助言
教育研究室	⑥委託	特別支援教育振興会	平成20年度以前～平成26年度まで	特別支援教育に関わる研究推進と子どもの交流を深める活動	特別支援教育関係職員の専門性の向上、関係諸団体との連携推進、特別支援教育の普及啓発、発達に障がいのある子どもの調査研究、子どもの交流事業など	費用の負担、指導助言
教育研究室	⑦補助	亀山市教育研究会 小中学校図工・美術作品展担当者会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	小中学校図工・美術作品展の開催	展示会の企画・準備・実施・連絡調整など	展示会の費用負担
教育研究室	⑦補助	亀山市教育研究会 小中学校書写展担当者会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	小中学校書写展の開催	音楽会の企画・準備・実施・連絡調整など	展示会の費用負担

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
教育研究室	⑦補助	鈴亀地区中学校体育連盟	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	各競技大会の開催	競技大会の企画・運営・連絡調整	費用の補助
生涯学習室	⑦補助	亀山市青少年育成市民会議	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	愛の運動を通した青少年健全育成	地域での声かけ運動による青少年の見守り、安心安全活動	・活動に対する補助 ・ジャンパーなどの支給
生涯学習室	①共催	亀山市青少年育成市民会議	平成20年度以前～平成29年度まで(予定)	サマーキャンプによる「亀山っ子」市民宣言の具現化	・小中高を対象にしたサマーキャンプを実施することによる「亀山っ子」市民宣言の具現化(青少年育成)	・活動に対する補助及び運営の人的支援
生涯学習室	⑦補助	亀山市婦人会連合会	平成20年度以前～平成29年度まで(予定)	婦人会活動を通した世代間交流及び食育	・世代間交流会の開催 ・かめやまげんきこフェスティバルへの参加を通した食育野啓発	活動に対する補助
生涯学習室	③事業協力	自主防犯パトロール隊	平成20年度以前～平成30年度まで(予定)	地域で、青色回点灯車によるパトロール活動	・地域防犯隊による青色回点灯車パトロール活動による青少年の見守り、安心安全啓発活動	・青色回転灯の貸与 ・交通費の支援 ・報告書の管理
生涯学習室	③事業協力	亀山市PTA連絡協議会	平成20年度以前～平成31年度まで(予定)	通学路の安全点検による小中学生の安心安全確保	・学校、自治会等からの通学路改善要望取りまとめ ・要望箇所の現地確認	・通学路改善要望の取りまとめ ・通学路要望箇所の現地確認 ・要望に対する回答の公表
生涯学習室	③事業協力	SOSの家協力者	平成20年度以前～平成32年度まで(予定)	SOSの家(危険があった時の子どもたちの駆け込みの家)を各小学校区で設置することによる子どもたちの安心安全確保	・地域の個人宅がSOSの家に登録することにより子どもたちの安心安全の確保及び不審者に対する抑止力	・SOSの家看板配布 ・青少年の安心安全啓発 ・協力宅への保険加入
生涯学習室	①共催	パパママ読んで編集会議	平成25年度～平成28年度(現在)まで	家庭教育啓発物の作成において、パパママの意見を聞かせてもらって参考にしながら、作成を行う。	・パパママ読んで編集会議への出席	・パパママ読んでの作成、配布
生涯学習室	⑥委託	放課後子ども教室	平成20年度以前～平成32年度まで(予定)	市内小学校において放課後の子どもの居場所づくりとして放課後子ども教室を実施(H28は白川小、南小、西小、加太小を除く)	・放課後子ども教室事業における企画・運営	・委託契約事務 ・各放課後子ども教室での取り組みや課題などの意見研修会の開催及び意見集約 ・放課後
図書館	③事業協力	亀山絵本と童話の会	昭和57年度から平成28年度(現在)まで	図書館行事として夏休み手づくり絵本教室・児童室での人形劇の上演・創作童話集「くりの木」の編集・市立図書館テレホン童話の録音に関する事等の活動を通して、児童文学の普及や子どもの読書活動の推進に貢献している。	・夏休み手づくり絵本教室企画、材料準備、参加者への指導 ・人形劇の開催 ・創作童話、テレホン童話関係一般公募で集まった、創作童話を会員で選考して、入賞作品を市立図書館のテレホン童話事業で公表する。公表された作品を創作童話集「くりの木」として編集、製本の作業を行う。	・夏休み手づくり絵本教室、人形劇については、参加者募集広報、会場準備等を担当 ・創作童話、テレホン童話事業については、作品公募の広報、会場の提供、テレホン童話サーバーの提供や創作童話集「くりの木」の印刷や、県内公共図書館や市内小中学校等への配付を行う。報償費の支給。
図書館	③事業協力	お話の会 マミーズ	平成16年度～平成28年度(現在)まで	子どもの読書活動の推進のために、図書館イベントとして毎月第1土曜日に図書館児童室で「マミーズのおはなし会」を開催している。毎月1回児童室の「マミーズのおすすめ本」の更新を行っている。	毎月第1土曜日午後2時より「マミーズのおはなし会」を開催する。	市広報や図書館ホームページを利用したの広報活動。会場準備。報償費の支給。
図書館	③事業協力	関おはなし会	平成17年度～平成28年度(現在)まで	子どもの読書活動の推進のために、図書館イベントとして毎月第2水曜日に関文化交流センターで「関おはなし会」を開催している。	毎月第2水曜日午後3時より「関おはなし会」を開催する。	市広報や図書館ホームページを利用したの広報活動。会場準備。報償費の支給。

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
図書館	③事業協力	関図書サークル たんぽぽの会	平成17年度～平成28年度(現在)まで	子どもの読書活動の推進のために、関おはなし会や子どもアニメ上映会などの図書館行事に放課後児童クラブの児童達を引率して参加している。年2回「たんぽぽのわたげ」という機関誌を発行するなど読書活動の普及のために活動を行っている。	子どもの読書活動の推進のために、関おはなし会や子どもアニメ上映会などの図書館行事に放課後児童クラブの児童達を引率して参加している。年2回「たんぽぽのわたげ」という機関誌を発行するなど読書活動の普及のために活動を行っている。	機関誌「たんぽぽのわたげ」の印刷と広報配布事に旧関地区を対象に各戸配付する。報償費の支給
図書館	③事業協力	亀山朗読奉仕会	平成28年度	市立図書館では視覚障害者に対する合理的な配慮として、視覚障害者等専用録音図書、「山鳩文庫」の貸出サービスを開始し障害者の読書活動普及の為に活動を推進している。	市立図書館の依頼を受けて、亀山朗読奉仕会は録音図書CD録音を行い図書館に納品する。平成28年7月覚書締結。	CD・CDケース等必要な資材の提供
選挙管理委員会事務局	④実行委員会	亀山市明るい選挙推進協議会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	選挙に関する啓発等	新成人に対する選挙啓発や選挙時において市内の各店舗での街頭啓発等	選挙にかかる啓発物品の費用負担、各種手続き、啓発事業の連絡調整等

第1回委員会での意見

(1) 亀山市協働事業提案制度のこれまでの経緯と現状について

- ・ザ・点検での抜本的見直しという判定は、統一的意見としていただいたが、各委員の個々の意見であるようであり、市全体としてどう取り組むかは、市民活動応援制度を含めた支援策などを整理していくべきと考える。
- ・協働事業は、市民力アップの他に市が抱える問題解決のためのツールなので、行政提案が増えることは望ましい。協働事業の実施は非常に難しい仕事と認識しているが、いろいろなことで関わっていると非常に多くのヒントや糸口をいただけるのも事実である。
- ・専門的な知識を持つ相手方との協働は、行政の知識不足を補うことができ、より良い関係を構築することができた。現在も活動は継続している。一方、予算的制約があり大きく展開することは出来なかった。意見の食い違いなどさまざまな局面もあったが、話し合いを重ねることで解決できたので、非常に良い制度であると思う。
- ・協働事業を経験し、たしかに面倒なことはたくさんあるが、行政が一方向的に考えるわけではなくこれができたら楽しいだろうと柔軟な発想ができ、それが形になっていく場であった。
- ・協働事業の相手方の市民活動団体は、選ばれたと同時に行政からいろいろな特典が受けられるという勘違いをされているところがある。この制度はそういうことが目的ではない。
- ・この制度は、行政と市民が対等であるという立場だが、プレゼンテーションも含めて事業内容を見ると対等と言いながら、市民側はそういった経験が無いことから苦勞されている団体もある。これは、市民活動団体が成長していないからではなく、活動を推進していく中での成長過程と捉えるべきと感じる。事務局は、中立的な立場でありながら、市民活動の支援を進める立場でもあり対応に戸惑うところである。
- ・根本的な問題として、協働とは何かの再確認が必要である。団体を育てることが協働であるのか。
- ・前回の委員会からの評価をしっかり行い、具体的に検証する必要がある。
- ・協働事業提案制度による協働とよらない協働について、把握・分析が必要である。また、単年度事業を実施した後で、関係を保っているかの追跡調査が必要である。
- ・行政提案で相手がいなくて不成立になった事業の問題点について、どこの部署がどんなアンテナを張っているのか情報を共有できておらず、重要な点である。

- ・情報は、やはり人と人とのつながりであり、その情報を引き出せるシステムづくりが大切である。
- 繋げることができるキーパーソンがいて、そのキーパーソンに繋ぐことができる組織が必要である。
- ・市民への指南役である市民アドバイザーを設け、熟練した市民で担うか又は行政で担うと、市民もスムーズに協議や提案ができるのではないか。

（２）市民活動支援について

- ・市民活動応援制度に登録されている団体の中で依頼の少ないところもあり、活動方針の見直しをしてもらい、補助金制度の利用を打診するのも大切ではないか。
- ・市民参画協働事業推進補助金が協働できる団体を育てていくという目的は理解できるが、協働することを補助の要件とはしていないのでネーミングからすると、誤解される。申請が少ないのはなぜかを考える必要がある。スタートアップは、特にもっと申請があってもよいと感じる。交付時期についても、前年7月の募集で翌年4月に交付であるのは、実施までの期間が長く気持ちが薄れるのではないか。
- ・応援券制度は、地域まちづくり協議会使用するという点は動かせないのか。
- ・学校に登録団体の寄附ボックスを設置するとか、応援券の一部を学校で使用できるようにするのはどうか。
- ・使用率がまだ低いので上げて行く方法を考えるとともに、使いきれない分を別に使用するしくみづくりが必要ですね。

第2回委員会での意見

（１）協働に関する実績と評価

- ・このような調査ができたのは、大きな成果であり、自らを評価したのは意義がある。ただ、協働形態別の見方を加え、制度によらない実績とよる実績の内容の明確化を明らかにするとよい。
- ・継続性のある団体を見極めて協働していること、また、現在もなお多くの団体が継続して活動していることは、評価されることである。しかし、一度やってみたいという団体が拾い上げられていない印象を受け、今後は、チャレンジすることも検討が必要かもしれない。
- ・協働というものをまちづくりという視点で考えたとき、これまでの積み上げから何が変わってきたのか考える必要がある。職員や住民の意識、市としてのまちづくりがどう進んだのかということが重要である。

- ・このとりまどめ一覧表から、今後の私たちの事業を進めていくうえでのヒントとなる団体があった。ぜひ、各室にもフィードバックしてみてはどうか。また、表の数字などをグラフ化、見える化すると説得力が増すのではないか。
- ・団体が自立してきたので協働する必要がなくなったとの説明があったが、そのような団体とより一層協働をして、良い成果をあげていくことが本来の目的ではないか。
- ・行政を市民活動団体のすり合わせが協働を発展させるトレーニングの場として役立つことが、改めて見えてきた。
- ・既存団体が長く存続することは良いことだが、反面固定化になる。同じ領域でも違う団体があるのではないかという視点も持ちあわせて、協働を行うことが重要である。

（２）協働に関する課題と対応策

- ・協働事業が不成立とならないためにどうするのかという整理のためのステップがない。協働の協議に入る前に、事業の目的の明確化、目指すところは何か、既存事業との関連性などを整理する必要があるのではないか。また、情報共有と連動していないと難しい。
- ・これからの協働の相手方として、地域まちづくり協議会が地域予算制度のはじまりとともに大きなウエイトを占めてくる。職員の意識改革と参加の促進の部分で加味すれば、より協働への理解も進むかと思う。
- ・協働の提案に対する整理や調整はどの部署がやるのか。施策全体を総括する部署が集約しないと、施策との調整が難しい。また、相手方を積極的に探すには、大変である。
- ・公開プレゼンテーションは、大変な負担であるという意見があるが、この公開プレゼンテーションの意義のひとつは、団体育成であり公益性を持った事業であることをPRするための場であるため、これまで堅持されてきた。今後、検討していく必要があるが、負担軽減となるよう相談員を設けるとか補助者を付けるなどの方法もある。
- ・協働コーディネーターの立場から感じたことですが、市民の立場を応援する、例えば市民側アドバイザーの配置を考えてはどうか。体制の仕組みの中で室長級の協働事業推進員もいるので、コーディネーターとしてやってもらったらどうか。
- ・市民の活動に対しアドバイスできる方に関しては、地域人材育成が事業化される。人材育成に関して生涯学習計画の中でも盛り込んである。
- ・協働を進める体制整備の中で、市民活動相談に適した人材がいないとされているが、活動しながらオンザジョブトレーニングや研修の中で徐々に育っていくものである。アスト津などへ研修に行き、学ぶのもひとつである。

- ・制度によらない実績が 110 件もあり、団体も少ないとは思えないので、そもそも課題ではないのではないか。

- ・今後の協働については、1 対 1 ではなく複数を相手にするのもよい。

- ・今まで市民提案は、行政の施策に合うものでないと採用されなかったが、もっと自由にチャレンジに提案し協議ができる場になってくるという、新しい空気を感じる。

- ・「協働の相談」は、実際どのような相談があるのか。提案制度にのせるための相談であり、これまでは4月から5月の募集時期だけ相談にのっていたが、今後は随時、関係室と調整ができれば良い。

（3）今後の協働のあり方について

- ・協働の指針の見直しについて、協働の更なる推進のためになどの4つの項目をやってこなかった理由は、日常業務の中で負担感が大きかったということであれば負担軽減を考える必要がある。全体的には、基本的には協働が進んできたという意識は各委員にもある。上手くいっていない部分を洗い出し、変えて行く方向性も考えていくべきである。

- ・協働をやってきて良かった、成果としてあがってきているのであれば、指針を変える必要はなく若干の修正で終わると思う。

- ・指針自体の方向性が現状と違ってないかは、指針には自治会、企業の社会貢献的活動なども協働として位置付けられているが、現段階では市民活動団体のみである。現状とのギャップがあるため、今回の問いかけとなったが、協働とは、まちづくり協議会や企業も含まれるべきである。

協働事業・公開プレゼンテーション

とき: 10月1日(日)

午後1時30分～4時頃

ところ: 亀山市役所 3階 大会議室

※申し込みは不要です



協働事業提案制度 ～協働事業提案の公開プレゼンテーション～

市民や行政の多様なアイデアを提案し、平成30年度に協働事業として実施しようとしている次の事業に関する一般公開のプレゼンテーションを開催します。

提案事業名	提案者	内容
亀山市内登山道維持管理活動事業 (市民提案)	・石水溪観光協会	これまでは仙ヶ岳の維持管理活動を行ってきたが、鈴鹿国定公園に指定された山岳の五山(野登山、仙ヶ岳、臼杵岳、鬼ヶ牙、雨引山)やその他市内に存在する山の登山道の維持管理を行い、登山者の確保や登山環境の維持を図り、亀山市の恵まれた資源を守ってく。
	相手方 ・市民文化部 関支所 観光振興室 ・環境産業部 森林林業室	
みんなで減らそう 食品ロス (食品ロス削減のための取り組み支援) (行政提案)	・環境産業部 廃棄物対策室	食品ロス削減を推進する飲食店、宿泊施設等又は事業所等を募り、実践する店舗と取り組み内容をホームページ等により広く紹介する。 啓発ポスターの掲示や卓上POPを設置してもらうことで、食品を提供する事業者および来店する市民の食べ残しごみ減量への関心を高め、食品ロス削減に向けた意識の啓発を図る。
	・かめまる	

市民参画協働事業推進補助金 ～応募団体による公開プレゼンテーション～

平成30年度の市民参画協働事業推進補助金を受けようとする市民活動団体による一般公開のプレゼンテーションを開催します。

団体名	種類	活動目的
ダンスダンスダンス	スタートアップ補助金	ジャンルを問わず様々なダンスを通して、体を楽しく動かすことで青少年の健康推進に寄与することを目的とする。

市民活動や地域の課題解決に取り組まれている人なども、活動の参考の一つとして、ぜひ、お越しください！

〔問合せ先〕 亀山市 市民文化部 文化振興局 共生社会推進室 TEL 84-5066

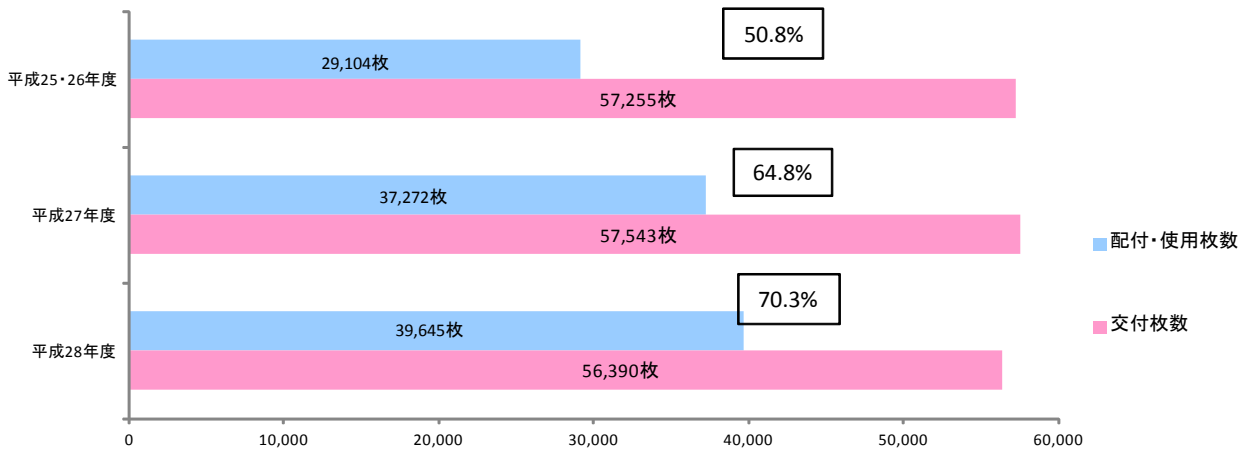


会場にお越しの際は、できるだけ乗り合わせ、又は公共交通機関をご利用ください。
また、アイドリングストップにご協力ください。

市民活動応援券の使用実績について

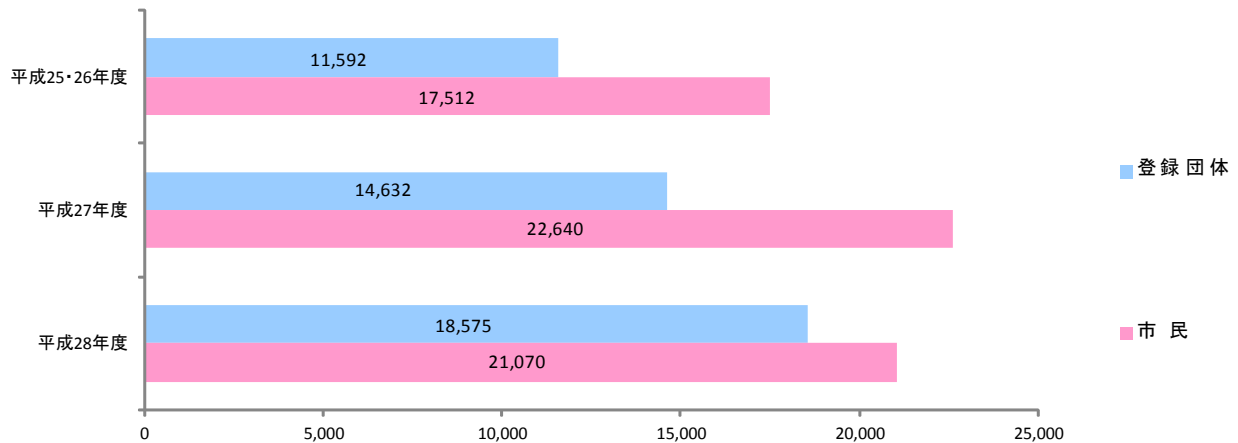
1. 応援券の配付・使用率

年 度	配付・使用枚数	交付枚数	配付・使用率
平成25・26年度	29,104	57,255	50.8%
平成27年度	37,272	57,543	64.8%
平成28年度	39,645	56,390	70.3%



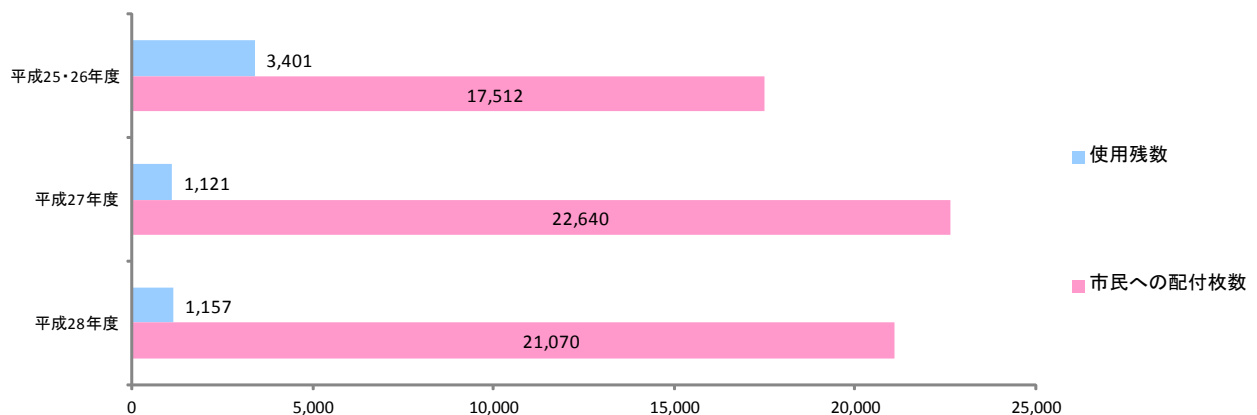
2. 応援券の流通

年 度	応 援 券		合 計	市から地域まちづくり協議会への交付枚数
	地域まちづくり協議会での使用枚数			
	市 民	登 録 団 体		
平成25・26年度	17,512	11,592	29,104	57,255
平成27年度	22,640	14,632	37,272	57,543
平成28年度	21,070	18,575	39,645	56,390



3. 市民が手にした応援券の内、手元に残った数

年 度	使用残数	市民への配付枚数	市民の使用残割合
平成25・26年度	3,401	17,512	19.4%
平成27年度	1,121	22,640	5.0%
平成28年度	1,157	21,070	5.5%

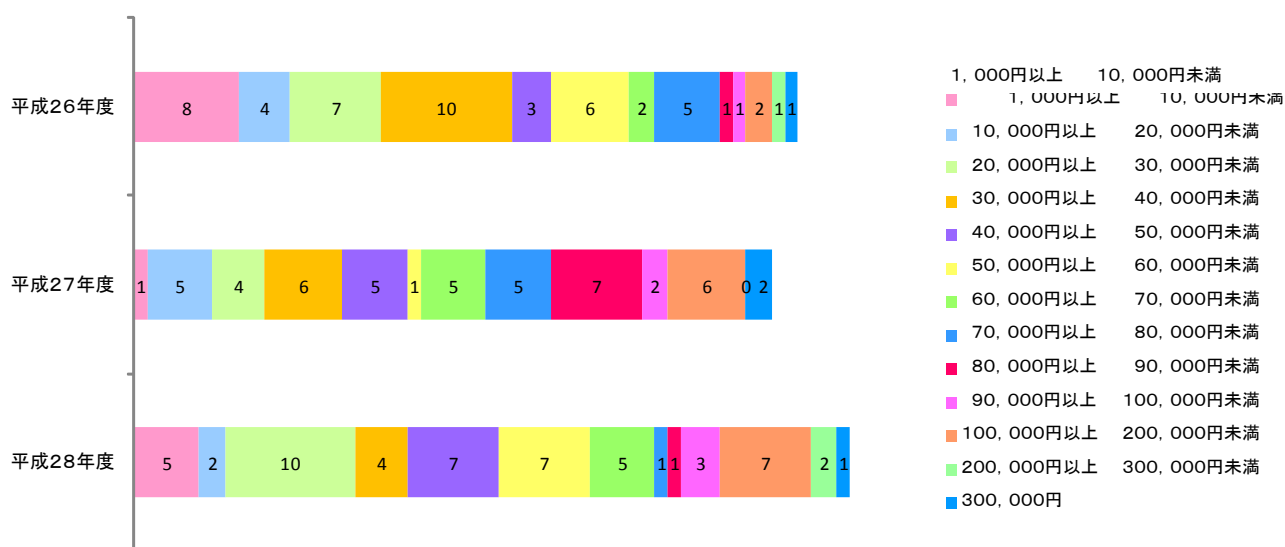


4. 市民活動応援交付金 金額別一覧

応援交付金の交付内訳	平成26年度	平成27年度	平成28年度
0円	0	0	0
1,000円以上 10,000円未満	8	1	5
10,000円以上 20,000円未満	4	5	2
20,000円以上 30,000円未満	7	4	10
30,000円以上 40,000円未満	10	6	4
40,000円以上 50,000円未満	3	5	7
50,000円以上 60,000円未満	6	1	7
60,000円以上 70,000円未満	2	5	5
70,000円以上 80,000円未満	5	5	1
80,000円以上 90,000円未満	1	7	1
90,000円以上 100,000円未満	1	2	3
100,000円以上 200,000円未満	2	6	7
200,000円以上 300,000円未満	1	0	2
300,000円	1	2	1
交付団体合計	51	49	55
申請しない団体数	6	3	2
交付金額合計	2,533,000円	3,439,700円	3,664,300円

登録団体数

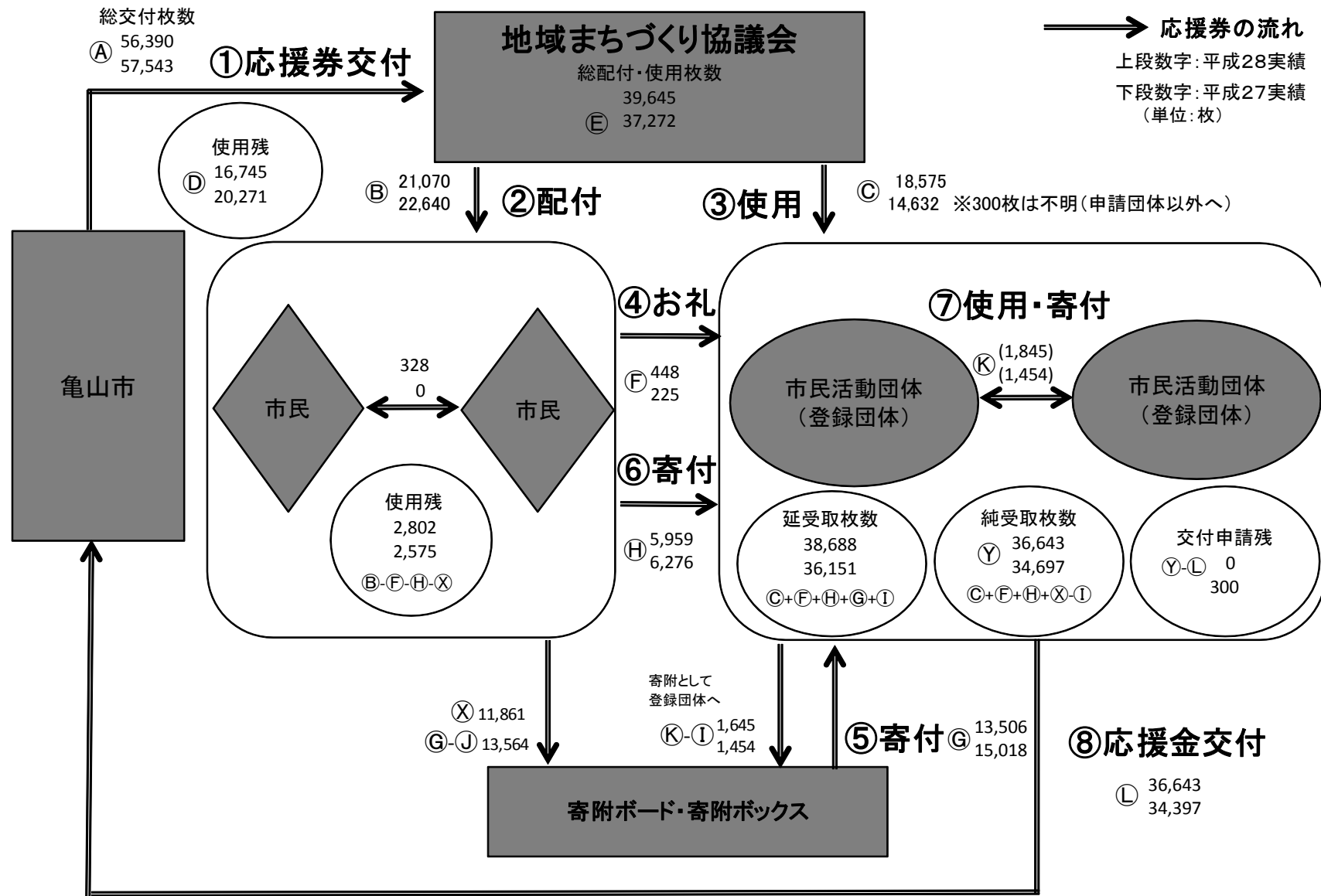
平成25・26年度 57団体
 平成27年度 52団体
 平成28年度 57団体
 平成29年度 68団体



5. 地域まちづくり協議会における応援券の配付・使用枚数

地域まちづくり協議会	25. 26年度			27年度			28年度		
	交付枚数	配付・使用枚数	使用率	交付枚数	配付・使用枚数	使用率	交付枚数	配付・使用枚数	使用率
1	2,039	2,031	99.6%	1,982	1,977	99.7%	1,948	1,948	100.0%
2	4,619	1,800	39.0%	4,734	2,100	44.4%	4,781	3,200	66.9%
3	7,957	1,260	15.8%	8,118	817	10.1%	8,145	460	5.6%
4	6,591	901	13.7%	6,781	3,191	47.1%	6,764	2,100	31.0%
5	2,698	2,698	100.0%	2,621	2,596	99.0%	2,589	2,589	100.0%
6	1,163	1,163	100.0%	1,141	1,116	97.8%	1,124	1,124	100.0%
7	3,471	1,671	48.1%	3,460	3,410	98.6%	3,355	3,355	100.0%
8	2,320	1,742	75.1%	2,363	2,363	100.0%	2,350	2,350	100.0%
9	1,085	400	36.9%	1,097	550	50.1%	1,079	600	55.6%
10	998	998	100.0%	982	982	100.0%	1,013	1,013	100.0%
11	3,788	1,217	32.1%	3,849	1,229	31.9%	3,915	3,320	84.8%
12	1,126	530	47.1%	1,116	1,033	92.6%	1,103	1,103	100.0%
13	2,164	1,700	78.6%	2,125	2,075	97.6%	2,049	2,049	100.0%
14	1,547	1,280	82.7%	1,520	1,520	100.0%	1,527	1,527	100.0%
15	3,314	1,376	41.5%	3,320	2,851	85.9%	3,317	3,082	92.9%
16	1,940	1,600	82.5%	1,964	1,200	61.1%	1,947	1,850	95.0%
17	1,047	911	87.0%	1,035	1,010	97.6%	1,017	1,017	100.0%
22	4,716	3,572	75.7%	4,628	4,628	100.0%	3,688	3,688	100.0%
23	1,549	25	1.6%	1,616	0	0.0%	1,602	300	18.7%
24	1,138	1,138	100.0%	1,144	1,144	100.0%	1,160	1,160	100.0%
25	1,372	671	48.9%	1,352	885	65.5%	1,335	1,228	92.0%
26	613	420	68.5%	595	595	100.0%	582	582	100.0%
合計	57,255	29,104	50.8%	57,543	37,272	64.8%	56,390	39,645	70.3%

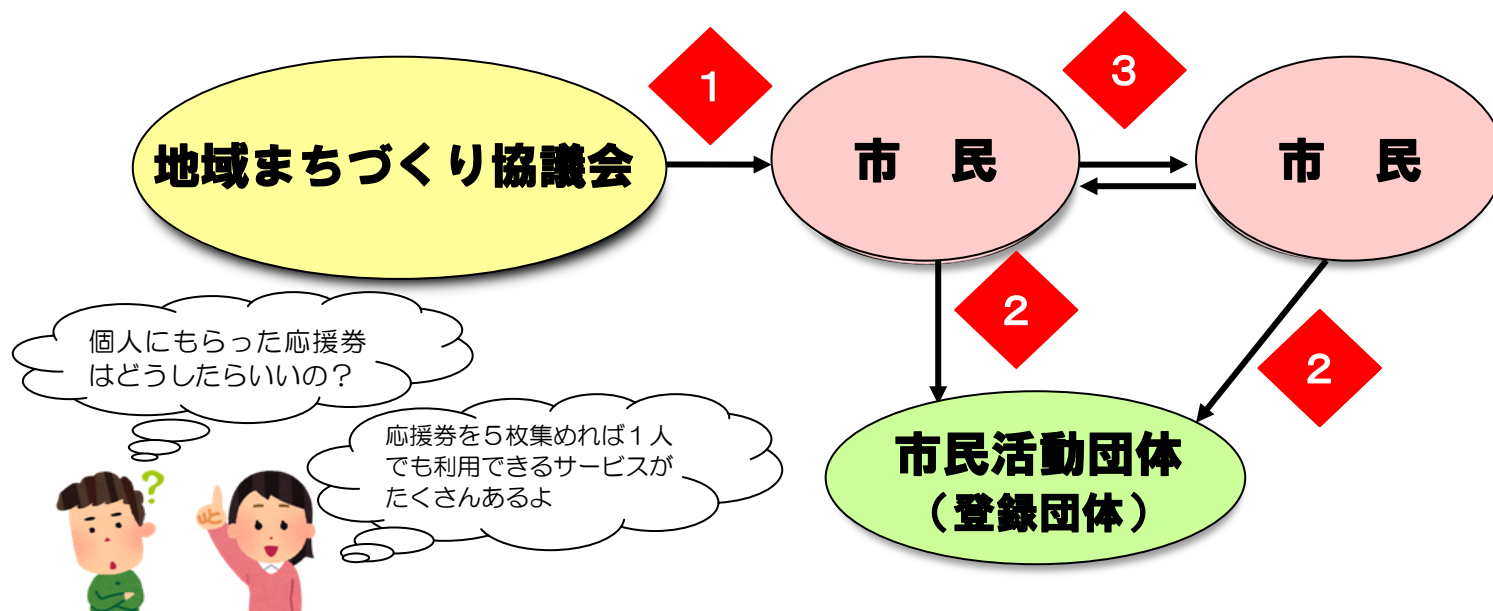
応援券の交付・使用実績



市民活動応援券

地域まちづくり協議会のイベントに参加して
応援券を集めましょう!!

応援券を集めればいろんな活用が出来ます!

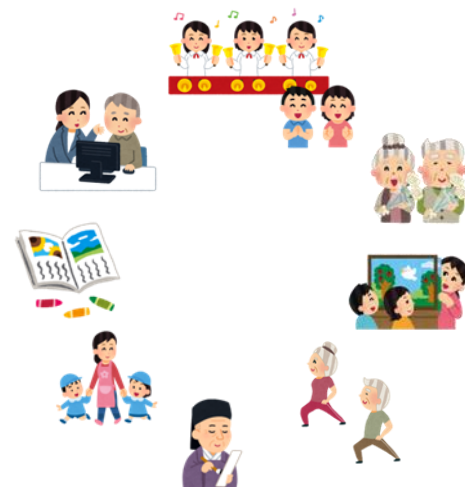


1 地域まちづくり協議会の応援券配付事業に参加して応援券をもらいます。

2 集めた応援券で登録団体を招きましょう。

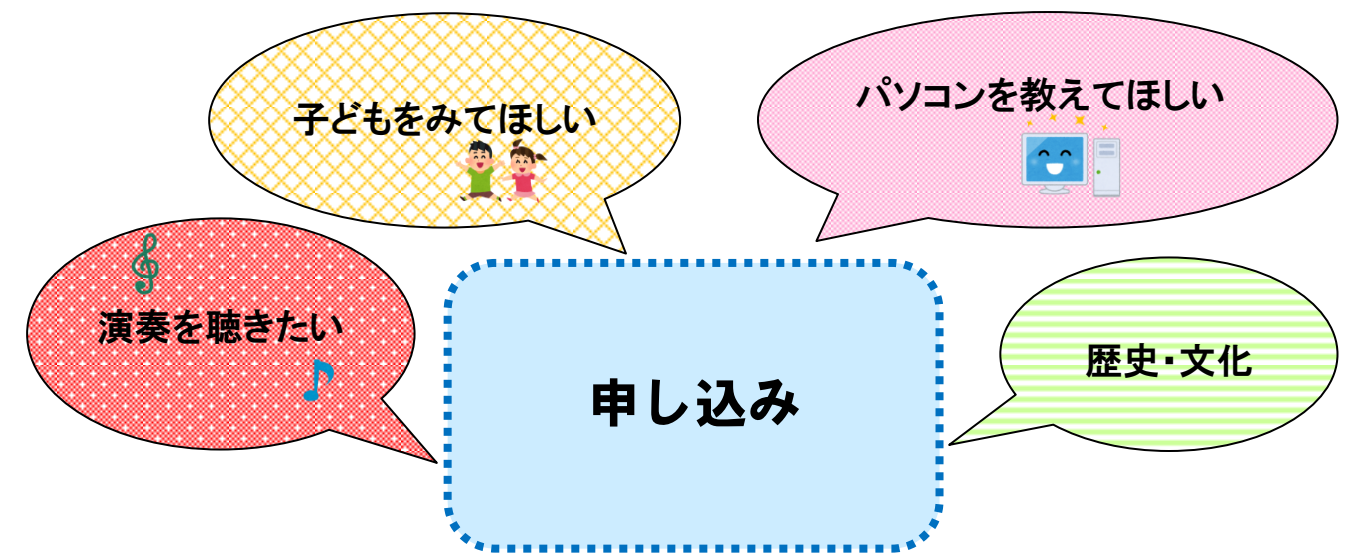
応援券で楽しみましょう!

- ・気の合う友人と演奏を聞きたい
- ・おじいちゃんおばあちゃんのお祝いがしたい
- ・子どもたちにお話を聞かせたい
- ・健康体操の指導をしてほしい
- ・俳句や川柳を楽しみたい
- ・講演会の間、子どもを見てほしい
- ・歴史、伝統文化に触れたい
- ・夏休みの自由研究を手伝ってほしい
- ・自然観察がしたい
- ・仲間とパソコンを習いたい など…



3 応援券は、市民同士であげたりもらったりすることもできます。

ひとりや小グループで応援券を使うには



①市民活動応援制度 制度・団体紹介冊子で提供先が個人と記載があり、サービスを受けたい登録団体を探します。



②登録団体の連絡先に記載されている番号（右上）に電話をしてサービスの申し込みをします。

⑧ 提供先	⑨ 内 容	⑩ 枚数 (目安となる枚数)
個人	OC講座・教室・講義・講義 (30分)	20枚
市民活動支援センター	OC講座・教室・講義・講義 (30分～1時間)	50～100枚
市民活動支援センター	OC講座・講義 (出席者10～20名)	50～100枚

③サービスを提供してもらいます。



④登録団体に冊子に記載のあるお礼（目安となる枚数）の応援券を渡します



電話ひとつでサービスの申し込みができるのでお気軽にご利用できます!

ぜひ、応援券を使ってサービスを楽しみましょう!

ひとりで使うには

団体名		代表者	連絡先	利用できるサービス	応援券必要枚数
亀山市自然に親しむ会	福永 幸司	0595-83-2772	子供の自由研究のお手伝い(生物に関するもの)	1時間/人・5枚	
豊かな自然を守ろう会	福永 幸司	0595-83-2772	子供の自由研究のお手伝い	1時間/人・5枚	
亀山の自然環境を愛する会	浅田 正雄	0595-82-5638	川での生き物捕り、観察(3人以上)	約2時間・20枚	
城北サルの会	若林 庄二	0595-82-6108	サルの被害対策アドバイザー	1時間程度/人・10枚	
亥の子保存会	川戸 孝夫	0595-85-0554	農業体験(田植え、稲刈り)	3時間・1人・5枚	
亀山民話を語る会	渥美 八重子	0595-83-1645	民話語りの集い	(約1時間・10人程度)20枚	
せりりゆくらぶ翔	大野 武男	0595-82-6063	初心者講座(2〜3人より)	2時間・5枚	
清心会	田邊 薫	0595-82-7910	習字教室(1人以上)	1時間/1人・5枚	
関パソコンサークル	寺嶋 敏典	0595-96-0366	個人的にワードやエクセルの指導を希望される方	(1回2時間)1人・5枚(交通費相談)	
かめやま防災ネットワーク	近藤 保行	0595-82-7688	地域への防災出前教室開催(1グループ20名まで)	1時間・5枚	
心形刀流保存赤心会	小林 勉	0595-82-0614	亀山演武場の見学(火曜、土曜の稽古時)	5枚	
子育て支援「かめのこ」	伊藤 栄子	0595-82-9755	集団託児	3時間まで・1人につき5枚	

小グループで使うには

団体名	代表者	連絡先	利用できるサービス	時間・枚数
亀山カラオケ「今は幸せ会」	城西 政夫	080-1586-6127	カラオケ大会開催のお手伝い(4時間以上・土曜日のみ)	4時間・120枚
「第九」を愛する会	林 千代	0595-82-1222	レコードによるクラシック音楽のお楽しみ会 ご相談に応じてピアノ、ヴァイオリン等の演奏家の派遣 移動用音響装置(アンプ)・マイク貸出し(1日)(※申し込み書が必要です)	30分・50枚 30分・150枚(交通費含む) 各装置1基につき10枚
なかよし友っこ合唱教室	林 史昭	0595-82-7111	童謡、抒情歌の合唱	20分・50枚
アモーレかめやま	村嶋 恵美子	0595-82-1392	童謡、抒情歌を会場の方々と全員合唱	20分・50枚
オカリナB-mon	小田原 千代	080-5199-9583	大正琴の演奏	30分程度・100枚
文化第「華音流」	村嶋 恵美子	0595-82-1392	オカリナ演奏	30分・50枚
正派雅楽友会	小石川 とも子	0595-96-0361	文化第の演奏	約30分・100枚
池山かんこ踊り保存会	西村 重郎	0595-85-1026	演奏体験	30分・30枚
亀山市ハーモニカ元氣クラブ	廣田 武司	0595-83-0314	太鼓・横笛・ほら貝の体験学習	60分・50枚
亀山ハーモニカクラブアングラ	坂 勝美	0595-83-1550	横笛・ほら貝の体験学習	60分・10枚
亀山少年少女合唱団	中世古 友子	0595-83-5530	ハーモニカでの歌の伴奏(5人以上)	1時間・100枚
BLESS	廣森 葉子	0595-97-3727	合唱	1時間/人・1枚
「亀山めぐり唄」普及グループ	濱崎 収	0595-82-0970	ゴスペル(コーラス)演奏(応相談)	20分・50枚
カラニアークア亀山キロハナフラサークル	那須 礼子	0595-82-1399	詩を歌い、踊り手もこちらが準備	30分程度・30枚
サミラー&ハディーカ ベリーダンスin亀山	奥出 順子	0595-86-0026	詩を歌い、太鼓等生演奏をする	15分・100枚
亀山ダンススポーツ都忘れの会	竹下 博之	0595-82-1094	フラダンス披露	30分・20枚
多門	佐野 真琴	080-3613-7338	ベリーダンス披露	約30分・100枚
亀山灯おどり保存会	井崎 能孝	0595-82-1388	ダンススポーツ(社交ダンス)教室10人位(講師2〜3人)	2時間・100枚
車椅子レクダンス普及会亀山支部	渡邊 佐智男	090-4265-2047	イベント時にダンス披露及び教室	30分・100枚
三重岳仁会亀山地区	村山 信弘	0595-82-2466	おどり指導	15〜20分程度・100枚
モーニングサロン「くつろぐ輪」	城西 政夫	080-1586-6127	誰もが親しみやすい音楽で車椅子を使用したレクダンス教室	30分〜1時間・50枚
NPO法人ぽっかぽかの会	浜野 芳美	0595-83-4956	車椅子の扱い方と利用体験	40分・50枚
椿世ひまわり会	打田 晃	090-1622-6946	詩吟披露(希望があれば体験可)	40分・50枚
三本松を元気にする会	鈴木 壽一	090-3300-0314	軽食とコーヒーのみの提供。20人から100人まで(土曜日のみ)	約30分・30枚
市民ネットワーク多聞	明石 澄子	0595-82-0204	味ご飯の提供	1人2枚(出張費別途)
亀山みそ焼きうどん本舗	伊藤 峰子	0595-82-0410	かめのこクッキー提供	20食・70枚
いたがわ川柳会	松上 孝	0595-82-7943	焼きそばブース出展(人/機材)(休日のみ、半日程度迄、要相談)	20枚・20枚
亀山俳句会	前田 照子	0595-82-2812	焼きそばブース出店請負(全て)(50食以上は条件により可、要相談)	100枚(原材料費別300食迄)
楠平尾ササユリ保存会	関 喜照	0595-82-5877	各イベント催しでみそ焼きうどんの演奏と試食会	1食あたり3枚(100〜400食対応)
魚と子どものネットワーク	新玉 拓也	090-1478-4756	綿菓子機貸出し	100食分400枚
坂下星見の会	瀧本 麻須美	090-7916-9907	ポップコーン機貸出し	1日1台につき50枚
アートグループmajor+	森 敏子	0595-82-4125	かき氷機の貸出し	1日1台につき50枚
清心会	田邊 薫	0595-82-7910	簡単な手芸教室	半日・50枚
亀山こども劇場	石田 信子	0595-83-3534	かめみちやんの着ぐるみレンタル1日(搬出搬入は依頼者でお願いします)	30枚
亥の子保存会	川戸 孝夫	0595-85-0554	大型鉄板等の貸出1日(搬出搬入は依頼者でお願いします)	30枚
南京玉すだれ はり香一座	大橋 たつ子	0595-82-4631	亀山市民川柳大会への参画。市内芸能祭、文化祭への参加	50枚
ヒューマンネットワーク	関 喜照	0595-82-5877	川柳定例会と俳句教室同時開催	3時間・50枚
亀山国際交流の会(KIFA)	田中 義雄	0595-82-4478	川柳作品(短冊・色紙)の展示	100枚
公益社団法人 三重断酒新生活会 亀山例会	江藤 丕	0595-82-5165	川柳出前教室プレハトル	2時間・100枚
関パソコンサークル	寺嶋 敏典	0595-96-0366	俳句あそびの講座(3人以上)	2時間程度・1人2枚
アートによる街づくりを考える会	伊藤 峰子	0595-82-0410	ササユリの保護や増殖の仕方	1時間・50枚
かめやま防災ネットワーク	近藤 保行	0595-82-7688	里山の保全と生きがい(講話)	1時間・50枚
亀山絵本と童話の会	中根 章子	0595-82-9075	里山で現地説明と学習会(ササユリ公開時期を除く)	30分・10枚
亀鈴ブラレールクラブこまち	小林 桂	0595-96-0855	河川での自然観察会	4時間・100枚
亀山手作り甲冑隊	渡邊 佐智男	090-4265-2047	里山塾	2時間・70枚
亀山グリーンメイト支部	渡邊 佐智男	090-4265-2047	池王し体験	3時間100枚
正調鈴鹿馬子唄保存会	長谷川 一男	0595-96-1660	星空観察会(夜)	(1〜2時間)50〜100枚
加太鉄道遺産研究会	坂 政明	090-1410-8211	天文教室	(1〜2時間)50〜100枚
かぼちゃの会	田中 政子	0595-85-0648	天文関連工作(内容に応じて材料費別途)	(1〜2時間)50〜100枚
アクティヴ亀山	佐野 孝子	0595-85-1883	その他:星の楽曲演奏などご要望に応じて	(30分〜1時間)50〜100枚
			夏休みなどの図工宿題を指導します	1時間・100枚
			ワークシヨップ絵画教室	1時間・100枚
			壁面、看板等の制作	1時間・100枚
			習字指導	2時間・50枚
			こどもたちの習字宿題手伝い	2時間・50枚
			高齢者の楽しみの場づくりのサポート	2時間・50枚
			親子で一緒に工作(30人程度)(材料費別)	1時間程度・100枚
			親子で一緒に工作(60人程度)(材料費別)	1時間程度・200枚
			亥の子の作成、指導教室(材料代を含む)	90分・130枚
			演技のみ披露	30分程度・50枚
			演技披露と体験(1時間程度)パルレーン創作体験(1時間程度)※パルレーン材料費別	各100枚
			体験教室(1時間)※10人程度・パルレーンのみ材料費別	1人5枚
			子ども保護者体験教室(1時間)※5組程度・パルレーンのみ材料費別	1組3枚
			人権についての講話・学習	1時間30分・50枚
			国際交流の教室	2時間/1回・30枚
			断酒講演会の開催	1時間・30枚
			5・6人のパソコン初級者のグループにワード、エクセル指導	(1グループ1回2時間)30枚
			アートを活かしたワークシヨップの開催(体験型講座)	2時間・100枚
			まちづくりに関する講話	1時間・50枚
			まちづくりに関するワークシヨップの開催	2時間・100枚
			防災倉庫資機材点検・取り扱い説明(自治会等)	2時間・50枚
			地域への防災出前教室開催(自治会等)	2時間・70枚
			小学生への防災教室	2時間・50枚
			人形劇上映、絵本よみかきせ	(準備1時間本番30分〜)100枚〜
			手作り絵本の講習	3時間・100枚
			折り紙講習	2時間・100枚
			鉄道玩具等を用いた運転会	1日・300枚
			鉄道玩具を用いたイベント(景品付き)(鉄道あみだく)	50人につき200枚
			鉄道玩具を用いたイベント(鉄道あみだく)	(景品の内容により変更可能)
			亀山手作り甲冑の披露及びイベントへの参加又は甲冑の試着体験	50枚
			スボーン吹き矢体験教室	2時間・50枚
			正調鈴鹿馬子唄と地域の歴史参加者(10人〜20人)	2時間・100枚
			正調鈴鹿馬子唄と歴史の紙芝居参加者(10〜20人)	約15分・50〜100枚
			現地案内及び説明	約30分・50〜100枚
			折り紙や簡単な手芸、ゲームや歌を唄ったりするいきいきサロンの集いを出前します。	3〜6時間・30〜60枚
			(4人から10人程度)	2時間・50枚(但し材料費別)
			男女共同参画啓発講座【食育、音育、脳トレ、心身ストレッチ】	1時間程度・100枚

亀山市まちづくり基本条例との整合確認のチェックポイント

策定または改廃する条例や計画等と基本条例との整合を確認する際のチェックポイントについて、以下のとおり例示しますので、関連内容欄へ記述する際の参考としてください。

本チェックポイントは、あくまでもチェックリスト作成の参考資料ですので、決裁への添付は不要です。

まちづくり基本条例	関連内容へ記述する際のチェックポイント	チェック
第 1 条 (目的)	前文で表現された「一人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまち」が意識されているか。	
	分権時代にふさわしい新たな自治の確立を図ることにより、亀山市らしいまちを実現することが意識されているか。	
第 2 条 (定義)	策定または改廃する条例や計画等で用いられる「市民」、「事業者」、「執行機関」の用語の意義は、条例第 2 条の定義と整合しているか。	
第 3 条 (条例の位置付け)	本条例が亀山市のまちづくりの基礎となる条例であることを理解して、本条例に定める事項との整合を図ることを意識しているか。	
第 4 条 (市民の権利)	市民がまちづくりに参加する権利を有していることが明らかにされているか。	
	市民が議会や執行機関が保有する公文書の公開を求める権利を有していることが明らかにされているか。	
	市民が様々な行政サービスを受ける権利を有していることが明らかにされているか。	
	市民が国籍や人種などに関わらず、市民として平等に権利を有していることが明らかにされているか。	
	市民の権利を行使する・しないによって、市民がまちづくりにおいて、不利益な扱いを受けないことが明らかにされているか。	
第 5 条 (市民の責務)	市民自らが、まちづくりの主体であるとともに、相互に尊重し、協力し合い、共にまちを創りあげていくことが明らかにされているか。	
	市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働してまちづくりを行うことが明らかにされているか。	
	市民が行政サービスを受ける際には、受益者負担の考え方に基づいて、行政サービスに伴う一定のコストを負担する責務があることが明らかにされているか。	
	事業者は、市民であるとともに、地域社会の一員でもあるため、まちづくりへの積極的な参加が求められるとともに、事業活動を行う際には、環境への影響を最小限に抑え、地域社会との調和を図るよう努めなければならないことが明らかにされているか。	
第 6 条 (議会の責務)	市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働してまちづくりを行うことが明らかにされているか。	

第 7 条 (執行機関の責務)	市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働してまちづくりを行うことが明らかにされているか。	
	執行機関の責務として、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるため、市民がまちづくりに参加するための体制や仕組みの整備が明らかにされているか。	
	執行機関の責務として、市民の行う様々なまちづくりに関する活動に対する支援について明らかにされているか。	
	執行機関の責務として、国、県や近隣の市町等の他の地方公共団体と連携協力することが明らかにされているか。	
	執行機関の責務として、市民に対して分かりやすく丁寧な説明を行わなければ、市民のまちづくりへの参加は困難であることから、まちづくりに関する説明責任について明らかにされているか。	
第 8 条 (市長の責務)	市長が、条例第 3 章で定める 9 つの基本原則に従ってまちづくりを進めることや行政事務に限定されたまちづくりを見るのではなく、将来にわたって広く地域社会全体を見据えたまちづくりを進めるよう努めなければならないことが明らかにされているか。	
	市長が、市民の税金を効率的に使うなど最小の経費で最大の効果を上げることにより、市民の信頼に応える効率的な行政運営を行うよう努めなければならないことが明らかにされているか。	
	市長が、実際の行政事務を行う職員の能力向上と、様々な行政需要に対応できる知識及び能力を持った職員の育成に努めなければならないことが明らかにされているか。	
	市長が、総合計画に沿って施政の方針を毎年度明らかにしなければならないことや、達成状況を市民と議会に説明しなければならないことが明らかにされているか。	
第 9 条 (職員の責務)	職員が、職務を公正かつ能率的に遂行しなければならないことが明らかにされているか。	
	職員が、亀山市のまちづくりに携わる一員としての志をもち、知識や能力を向上させ、創意工夫を図って職務を執行しなければならないことが明らかにされているか。	
第 10 条 (協働の原則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、市民・議会・執行機関の 3 者が互いの立場、責任、役割などを認め合い、尊重して、信頼関係を形成し、協働してまちを創り上げていくことが明らかにされているか。	
第 11 条 (参加の原則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、まちづくりは、委員の公募、ワークショップの開催、パブリックコメントの実施など、市民の参加によって進めていくことが明らかにされているか。	
	市民活動や地域活動についても、市民の参加により進めていくことが明らかにされているか。	

第12条 (情報共有の原則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、市民・議会・執行機関は、それぞれのもつまちづくりに必要な情報を相互に提供し合い、共有することが明らかにされているか。	
第13条 (市民尊重の原則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、議会、執行機関または市民同士が法律や他の条例などで定められた市民の権利や自主性を尊重することが明らかにされているか。	
第14条 (地域尊重の原則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、各地域を育んできた地域の市民の活動や、地域特有の歴史、文化、風土や景観などの「地域の個性」を尊重することが明らかにされているか。	
第15条 (持続可能性の原則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、まちづくりにおいては、現代の世代のみならず、将来世代によりよいまちを受け継いでいくという責務を果たすために、環境負荷の低減、財務規律の確立やこれからのまちづくりを担う人の育成などによって、持続可能なまちを構築することが明らかにされているか。	
第16条 (安全・安心の原則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、一人ひとりが生き生きとしあわせに暮らせるために、防災・防犯体制や福祉の充実など安全で安心なまちを構築することが明らかにされているか。	
第17条 (環境の保全及び創造の原則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、私たちが育んできた自然環境を守り育てるとともに、暮らしを取り巻く環境を良好な状態にすることが明らかにされているか。	
第18条 (歴史尊重及び文化振興の原則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、東海道をはじめとする旧街道と3つの宿場町、さらに城下町などの歴史遺産を資産としてまちづくりにいかすとともに、これまでに培ってきた文化をさらに振興することが明らかにされているか。	
	歴史まちづくり法の趣旨に沿って、亀山市固有の歴史的風致の維持と向上に努めることが明らかにされているか。	
第19条 (推進義務)	※まちづくり基本条例の進捗管理部署のみ該当 ・条例の目的を達成するために、各条文に関連した取り組みを進めるための具体的な方法を定めなければならないことが意識されているか。	
第20条 (亀山市まちづくり基本条例推進委員会)	※まちづくり基本条例の進捗管理部署のみ該当 ・条例に基づくまちづくりを推進していくための組織として、まちづくり基本条例推進委員会が設置されているか。 ・推進委員会の調査検討事項が、条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法、条例の見直しに関すること、その他条例に基づくまちづくりに必要なことであることが意識されているか。 ・市長が、推進委員会の調査検討の結果に基づいて、条例自体やまちづくりの諸制度の見直しを行うことが意識されているか。	